

令和4年第7回ニセコ町議会定例会 第1号

令和4年9月8日（木曜日）

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 行政報告
- 5 請願第 1号 適格請求書等保存方式(「インボイス制度」)導入の見直しを求める意見書採択についての請願書
(請願者/ニセコ町 樫原文ほか10名、紹介議員/高木直良)
- 6 令和3年陳情第2号 「ニセコ町に放射性物質等を持ちこませない条例の制定」を求める陳情(ニセコ町に放射性物質等を持ちこませない条例の制定を求める陳情特別委員会報告)
- 7 委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告
(総務常任委員会)
- 8 報告第 1号 令和3年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 9 認定第 1号 令和3年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について
- 10 承認第 1号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 11 承認第 2号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 12 承認第 3号 専決処分した事件の承認について
(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)
- 13 議案第 1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について
(提案理由の説明)
- 14 議案第 2号 ニセコ町教育委員会教育委員の任命について
(提案理由の説明)
- 15 議案第 3号 指定管理者の指定について(ニセコ町堆肥センター)
(提案理由の説明)
- 16 議案第 4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例
(提案理由の説明)
- 17 議案第 5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算
(提案理由の説明)
- 18 議案第 6号 令和4年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算

(提案理由の説明)

- 19 議案第 7号 令和4年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 20 議案第 8号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算
(提案理由の説明)
- 21 発議第 4号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案
(提出者/ニセコ町議会議員 木下裕三)
- 22 発議第 5号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案
(提出者/ニセコ町議会議員 斉藤うめ子)

○出席議員 (10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員 (0名)

○出席説明員

町 長	片山健也
副町長	山本契太
会計管理者	加藤紀孝
総務課長	福村一広
防災専門官	青田康二郎
企画環境課長	高瀬達矢
税務課長	鈴木健
町民生活課長	富永匡
保健福祉課長	桜井幸則
農政課長	中川博視
農業委員会事務局長	
農政課参事	山田浩二
国営農地再編推進室長	石山智
商工観光課長	齋藤徹
商工観光課参事	三上進
都市建設課長	黒瀧敏雄

都市建設課参事	橋	本	啓	二
上下水道課長	石	山	康	行
総務係長	樋	口	範	幸
財政係長	浅	井	理	登
教 育 長	片	岡	辰	三
学校教育課長	阿	部	信	幸
町民学習課長	中	村	正	人
こども未来課長	淵	野	伸	隆
学校給食センター長	三	橋	公	一

○出席事務局職員

事務局 長	前	原	功	治
書 記	佐	藤	秀	美

◎開会の宣告

○議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。

定足数に達しておりますので、これより令和4年第7回ニセコ町議会定例会を開会します。

◎開議の宣告

○議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において8番、高木直良君、9番、青羽雄士君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

○議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。

お諮りします。本定例会の会期は、本日から9月15日までの8日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日から9月15日までの8日間に決定いたしました。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、会計管理者、加藤紀孝君、総務課長、福村一広君、防災専門官、青田康二郎君、企画環境課長、高瀬達矢君、税務課長、鈴木健君、町民生活課長、富永匡君、保健福祉課長、桜井幸典君、農政課長・農業委員会事務局長、中川博視君、農政課参事、山田浩二君、国営農地再編推進室長、石山智君、商工観光課長、齊藤徹君、商工課観光課参事、三上進君、都市建設課長、黒瀧敏雄君、都市建設課参事、橋本啓二君、上下水道課長、石山康行君、総務係長、樋口範幸君、財政係長、浅井理登君、教育長、片岡辰三君、学校教育課長、阿部信幸君、町民学習課長、中村正人君、こども未来課長、淵野伸隆君、学校給食センター長、三橋公一君、以上の諸君です。

次にお手元に配付したとおり、監査委員から例月出納検査の結果報告3件と株式会社キラットニセコ及び株式会社ニセコリゾート観光協会における令和3年度の町の財政的援助等に係る事務・事業の監査結果報告書、教育委員会より令和3年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価報告書を受理しております。

また、兵庫県伊丹市、井田敏美から中国共産党による臓器収奪の即時停止ならびに人権状況の改善を求める意見書の提出に関する陳情、ほか1件を郵送により受理しております。それらの内容はお手元に配付したとおりです。

次に、6月定例会以降の議長及び副議長の動静について報告します。その内容は別紙報告書のとおりです。

以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 行政報告

○議長（猪狩一郎君） 日程第4、行政報告を行います。

これを許します。

町長、片山健也君。

○町長（片山健也君） おはようございます。第7回ニセコ町議会定例会にあたって、行政報告をさせていただきます。

令和4年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

行政報告書、1枚目をおめくりいただきまして、まず総務課の関係であります。令和4年度普通交付税の算定状況について記載のとおりとなっております。今回の臨時財政対策債の発行可能額が落ちておりますので、その分昨年から見ると減額ということになってございます。

2として町有財産の売り払いということで、北海道新幹線トンネル建設工事における立木伐採補償契約を締結し、下記の発生土の受入町有地内にある土砂埋立のため立木の伐採が必要ということで、記載のとおりとなっております。

以下3から4、後志町村会と後志広域連合のそれぞれ開催期日等を2ページまで記載してございます。なお、2ページの(3)の後志広域連合議会臨時会が8月29日にありまして、連合長として初めての議会ということで、ご挨拶をさせていただいたところでございます。

その下5から、羊蹄山麓町村長会議と副市町村長セミナー等、記載のとおりとなっております。

次のページをおめくりいただきまして、8として在日海外領事館等との意見交換ということで、(1)として在オーストラリア領事との懇談ということで、ニセコ町に領事が来町して、オーストラリアの皆さんの旅行の安全対策についてのヒアリングがありました。また(2)として台湾文化代表部、台北文化代表部の札幌の粘代表と懇談してございます。粘代表におかれましては蘭越町と米生産地交流の希望でニセコ町にも来庁し、こういった台湾との友好関係の締結をできないかというようなお話がございました。

その下9以下、研修会への出講ですとか国会議員への要望、大学などへの出講の状況を記載しております。

次4ページ目、13として高田宮久子様の来町ということで、曽我地区の皆さんと懇談をしてございます。

以下各学会や祝賀会等の出席状況、記載のとおりとなっております。

中ほど16として、冬季オリンピック札幌招致期成会令和4年度定期総会と総決起集会ということ

で、副町長が記載のとおり参加をしております。

その下 17 として地域共生政策自治体連携機構総会ということで、これはもともと福祉自治体ユニットといいまして、厚生労働省と各自治体との関係を強化して厚生労働政策を拡充させようということで作られた組織でありまして、ニセコ町も加盟しているということで出席をさせていただいております。

その下 18、日本風景街道コミュニティ総会、次の 5 ページには各種会議、記載のとおりとなっております。

22 として後志地方山岳遭難防止対策協議会の総会が、記載のとおり書面で開催ということになってございます。

24 として山菜採り遭難者の捜索支援ということで職員が出動しておりますが、無事生存発見ということになってございます。

次 6 ページ目でございますが、26 として第 9 回尻別川減災対策協議会が 7 月 15 日、これも書面で開催されております。

27 以下、「泊発電所の安全確認協定に関する連絡会」等原子力防災関係をずっと記載しておりまして、それぞれこういった協定に基づく等の会議が開かれております。

7 ページ目おめくりいただきまして、後段であります 35 としてニセコ町防災訓練、8 月 23 日、役場庁舎中央通地区を中心として行われておりまして、役場のほうでは主に図上訓練ということで、倶知安警察署の管轄している署員の幹部にも来ていただきまして、具体的にニセコで発生した場合、どういったシミュレーションができるかということで、詳細のレジユメをつくらずに現地でいろいろな場を想定して、そこで議論するというので、大変有用な訓練になったというふうに考えております。

次 8 ページ目、企画環境課の関係であります 1 の (1) 北海道新幹線並行在来線対策協議会、第 14 回後志ブロック会議は 7 月 7 日、開催されております。これにつきましては、現在北海道で検討していただいておりますバス運行に向けた検討状況について、中間報告的に受けたわけでありませんが、私のほうからはこの検討内容について、できるだけ早めに確定する前のラフな段階でとにかく公表していただきたいということをお願いしております。その中ほど (2) として北海道新幹線建設促進期成会の総会が 8 月 2 日、札幌で開催されております。

一番下のところでありますが、2 として後志総合開発期成会中央要望ということで 6 月 3 日、記載のとおり東京のほうで要請活動を行っております。

次、9 ページ目おめくりいただきまして、5 として第 23 回市町村長政策研究会ということで、これは主に大空町で様々な取組みを行っておりますので、それらの実践報告と意見交換を行っております。

6 として後志地域づくり連携会議。これにつきましては北海道開発局と後志総合振興局が共同で開催している会議でありまして、後志地域の活性化について意見交換をさせていただいております。

7 として後志総合振興局管内広域連携推進検討会議、広域連携の加速化が必要だということで、これは道が各地で行っているものであります。主には上水道・下水道の広域化を国が進めておりますの

で、この地域においても検討を進めてほしいというのが大きな要請事項でありました。

その下 8 として日本経済新聞の地方創生フォーラム in 北海道に出講しております。内容は記載のとおりとなっております。

10 ページ目、9 として第 60 回提言・実践首長会、主に地域モビリティ（公共交通）の再構築ということで、我が町におきましても 2 次、3 次交通というのは大変重要なものでありますので、これらの実践について主には三重県内で相当先駆的に進んでいる実態の報告があり、こういった公共交通の遅れをどうカバーしていくかということの意見交換がなされております。

その下 10 として国際交流事業の実施状況ということで、このほどオーストラリア、ニュージーランドから 1 名ずつ国際交流員が着任をしているという状況であります。2 名がこれまで新たに就業されて離町されておりますので、こういった確保についても今後 C L A I R 等と連携をとってまいりたいというふうに考えております。(2) 国際交流事業、以下それぞれ国際交流員を中心として様々なサークル活動、あるいは各語学の研修等交流事業を行われているというような状況でございます。

次 11 ページ目をめくりいただきまして、11 として地域公共交通ということで、令和 4 年度のデマンドバスの運行状況、記載のとおりとなっております。

次 12 ページ目、12 としてふるさとづくり寄附、ふるさと住民票の現在の状況について記載のとおりとなっております。現在の基金残高につきましては 5,300 万円ほどあるということで表のとおりであります。地域別寄附者のうちふるさと住民の登録者数は現在 152 名ということで、全体の寄附者総数から見ると 5.9%の皆さんがふるさと住民登録をいただいているというような状況でございます。

次 13 ページ目であります、13 として新型コロナウイルス感染症生活支援対策。これにつきましては住民税非課税世帯に対する臨時特別給付金をプッシュ型によって支給するというような制度でありまして、対象世帯が 691 世帯、申請件数が 537 世帯ということになってございます。給付済みの総額が 7 月末現在で 5,790 万というような状況でございます。

その下 14 として防災ラジオの配布状況について、記載のとおりとなっております。

以下、こんにちわ・おぼんです町長室、広報紙の状況、記載のとおりとなっております。

次 14 ページ目、17 として行政視察の受入れ状況。記載のとおりウィズコロナということで視察団が増加傾向にあるという状況でございます。

その下後段、18 としてニセコ・蘭越地区地熱資源利活用協議会、7 月 29 日、町民センターで開催しておりまして、15 ページの上段に地熱調査井掘削基地の見学会を開催されているということで記載をさせていただいております。

その下、各会議等記載のとおりであります、23 としてニセコ中央倉庫群の指定管理状況ということで、指定管理者として株式会社住まいるニセコが進めておりますが、主な利用や取組み、利用件数について記載のとおりとなっております。

次 16 ページ目であります、24 として北海道移住相談会 2022 への出展ということで記載しております。

その下、税務課の関係であります、令和 4 年度分町税収納実績、記載のとおりとなっております。

す。コロナ禍にありまして全般的な観光客の入り込み等、そういった面での景気の回復が図られているのが調定額をみてある程度理解できるところであります。

次、町民生活課の状況であります。1として令和4年度ニセコ町民センターの利用状況、記載のとおりとなっております。

次17ページ目、2として住民基本台帳ネットワークであります。①マイナンバー（個人番号）カードの交付状況、記載のとおりとなっております。②としてマイナンバーカードの普及促進の取組みということで、現在人員確保を含めていろいろ調整しておりますが、タブレットを用いての写真撮影の申請補助及び出張申請を行うよう、現場で対応を検討しているところであります。国から目標が最低でも60%ということで、これをクリアする必要があるということと、現在の情報ですとどういったマイナンバーカードの普及促進に成果を上げた町村については、交付税等でそれなりの応援をしたいというような話が来ておりますので、できるだけマイナンバーの加入促進を進めてまいりたいと考えております。また、現在綺羅カードも1,000ポイント、国の制度とは別に付与するというので、できるだけ町民の皆さんに加入促進を訴えてまいりたいと考えております。

その下、3として一般廃棄物の処理状況について、ごみの収集状況、小型家電の収集状況。

4として交通安全運動につきまして記載のとおりとなっております。

次18ページ目であります。6として無料法律相談会を札幌弁護士会の協力で開設しておりますが、相談件数が最近増加傾向というふうにみております。

その下、7として羊蹄山麓地域廃棄物広域処理連絡協議会。これは記載のとおり8月22日に各町村長と町民生活の担当課長がそれぞれ集まりまして、RDFのニセコ環境さんのこういった施設を見学させていただいております。

8として食中毒等の警報状況を書いてございます。

一番下、保健福祉課の関係でございます。1としてニセコハイツ等の入居状況ということで、ニセコハイツ・きら里の入居状況、記載のとおりとなっております。

19ページ目、2として新型コロナウイルスの町内の新規感染者状況ということで、7月2日から8月27日までの状況は記載のとおりとなっております。管内はいずれも高止まり傾向といえますかね、そういう状況が現在続いているような状況でございます。

その下、3として新型コロナウイルスワクチンの接種状況、8月31日現在ということで、1回目から4回目接種までの状況は記載のとおりとなっております。

その下、4として羊蹄山麓健康づくり協議会総会ということで、倶知安町役場で6月29日、開催をさせていただいているところであります。

以下、5から各種健康診査等の実施状況ということで、①歯科健診から次の20ページ目⑪対がん協会の健康診査、それから21ページ目⑫乳幼児健診から⑰1歳6か月児・3歳児健診まで、健診の状況について記載をさせていただいております。⑱精神障がい者交流事業「お茶会inニセコ」を月2回開催ということで、記載のとおりとなっております。

また22ページ目、6としてエキノコックスの駆除作業ということで、ボランティアの皆さんの大変なご努力でエキノコックスの駆除作業が記載のとおり進められているところでございます。

その下、7として令和4年度地域包括支援センターの運営状況ということで、総合相談業務から地域ケア会議、介護予防事業、介護予防プランの作成、介護予防ケアマネジメントの実施状況、それから(6)救急情報キットの配布状況、記載のとおりとなっております。

次に23ページ目、農政課の状況であります。1として町内の主要農作物の生育状況、水稲から始まりまして記載のとおりとなっておりますが、こういった面での大きな災害は現在少ない状況でありまして、平年並みの状況というようになってございます。

その下、2として水田活用の直接支払交付金の見直しに係る意見交換会ということで、東京で各土地改良団体連合会の皆さん、役員の皆さんと首長でこの水田活用の直接支払交付金の見直しについて、それぞれの町村に大きな影響があるということで、ぜひ緩和策も含めて農家に不利益が生じないよう、強く要請をさせていただいたところであります。

以下、経営所得安定対策に係る現地視察でありますとか、それぞれ記載のとおりとなっております。

次に24ページ目、5として町営牧場の運営状況、5月25日の入牧から始まりまして、10月中旬に退牧予定というような状況となっております。

その下6として有害鳥獣駆除業務の実施状況につきましてそれぞれ記載しておりますが、特にアライグマが増加傾向で167頭、タヌキ15頭、ニホンシカも18頭ということで、これは猟友会の皆さん等を中心として大変なご努力で、今このような状況であります。これらの状況につきましては、農林水産省にも特にアライグマ対策についての国の支援等を要請しているところであります。また今般の羊蹄山麓首長会議でも後志振興局並びに北海道に対して、有害鳥獣駆除に対しての支援を要請したところでございます。

その下、7として第206回まちづくり町民講座の開催ということで、森林ビジョンの実現に向けた取組みにつきましての意見交換をさせているところであります。

その下、8として明暗渠掘削事業の状況は記載のとおりとなっております。

一番下であります、国営農地再編推進室の状況であります。1として農業農村整備の集い、記載のとおりとなっております。

次のページめくっていただきまして、上段に土地改良事業団体連合会の状況、記載のとおりとなっております。土地改良につきましては、私も今般地域の理事となっておりますので、土地改良の有用性については引き続き発言をしまいたいと考えております。

中段から商工観光課の関係であります、1として、ニセコ山系観光連絡協議会の事業として、7月20日、山系のクリーン作戦、それから湖沼の探勝コースの整備や現況調査ということで、それぞれ記載のとおり実施しております。

2以下は株式会社キラットニセコの株主総会、あるいはニセコリゾート観光協会の取締役会、株主総会、臨時総会、こういったものを5まで記載しております。

6として北海道スキープロモーション協議会の令和4年度定時総会ということで、記載のとおりとなっております。

その下、7として令和4年度国民保養温泉地協議会の総会ということで静岡県で開催されておりますが、環境省も温泉室を設けて、国民保養温泉地あるいは温泉についての効用についても科学的な分

析をして、広く国民に知らせるということをしておりまして、この国民保養温泉地協議会でも新たなホームページを世界に向けて発信するようなかたちで、改正しようということで、現在検討が進められているという状況であります。この通常総会におきまして、私が会長に就任するということになりましたので、こういった国民保養温泉地の効用といいますかね、国の厳しい基準をクリアして認定を受けているという実態も、広く内外に発信していきたいというふうに考えております。

次に27ページ目ではありますが、8として羊蹄ニセコ自転車走行協議会の総会、9として全国道の駅連絡会の理事会、記載のとおりとなっております。

10として日本版の「持続可能な観光」地域連絡協議会の総会が、オンラインではありますが6月6日開催されております。また、11として7月2日、2,000人の方が参加されたと言われておりますが、インバウンドサミット2022でニセコ町の観光の政策について報告をさせていただいております。

以下、28ページにかけて町内を含めた各イベントについての記載であります。ニセコ羊蹄山一周ファンライド、北海道トライアスロン等、記載のとおりとなっております。

次に29ページ目ではありますが、今般倶知安観光協会とニセコリゾート観光協会が連携して実施したスカイバスの状況について、記載のとおりとなっております。大変評価も高く、来年も継続してほしいという要望が強いというような状況でありますので、観光機構並びに両町と調整の上、さらに拡充するよう取り組んでまいりたいと考えております。

その下15ではありますが、特急ニセコ号の運行が記載のとおり、JR北海道さんのご努力によりまして運行することになっております。

16として第42回小さなふるさとづくり「七夕の夕べ」花火大会が記載のとおり開催されております。実行委員会の若い皆さんのご努力で継続しているということで、町としても大変有用なイベントと考えているところであります。

17として令和4年度ニセコ駅前温泉「綺羅乃湯」の入館状況、記載のとおりとなっております。少し上向き傾向というような人数になっているところであります。

次30ページ目ではありますが、18として第207回まちづくり町民講座の開催ということで、8月26日に道の駅ニセコビュープラザの再整備につきまして、広く皆さんに周知をし検討しているところであります。

その下、19として自治体国際化協会との共催セミナーの開催、8月30日、タイ国タイ内務省ということで商工観光課長が参加をしております。

20としてにぎわいづくり起業者等サポート事業の実施状況、記載のとおりとなっております。

21として事業継承セミナー、7月20日、記載のとおりとなっております。ニセコ町の起業の増加率が全国日経新聞によりますと6位ということで、大変高い率を示しております、こういった地道な事業継承等のセミナー等今後とも努力を続けていきたいと考えています。

その下22、ようてい地域消費生活相談窓口の運営状況、記載のとおりとなっております。

次31ページ目ではありますが、23として新型コロナウイルス感染対策に伴う経済対策の進捗状況を記載させていただいております。(1)として観光施設持続化支援給付金事業ということで、大変維持費のかかる温泉・ゴルフ場の、コロナ禍における維持支援ということで、記載のとおり応援をさせて

いただく予定となっております。その下 (2) 商品券発行事業ということで、9月1日に住民登録をしていることを基準日として、お1人1万円の商品券を配布するということが、物価の高騰対策、あるいは町内の消費を喚起して域内経済の下支えをするということで現在作業を進めておまして、商品券発送は9月9日から9月22日までということで、商品券の有効期間1月15日ということで商工会のほうで進めていただいているところであります。その下 (3) 町内ポイントカードを活用した支援事業ということで、①に記載のとおり、子育て支援事業として、子育て世帯のボーナスポイントを子ども1人につき5,000ポイントということでお渡しすると。それと②として、ポイント10倍還元事業として、9月から11月の金曜日の買物について、通常1%ポイント還元を10倍の10%還元とし、町内の消費関係、あるいは生活支援に結びつけていきたいということで、ニセコ綺羅カード会が実施する事業として進めていただいているところでございます。

32 ページ目、都市建設課の状況であります。1としてニセコ町営住宅入居者選考委員会の開催ということで、それぞれ記載のとおり3回開催させていただいているところであります。

2として地区別景観ワークショップの開催ということで、6月29日にニセコ中央連合町内会コミュニティセンターで、それから8月5日にはニセコ町民センターでそれぞれ開催をさせていただいております。

その下、3として国土利用計画法に基づく土地取引の状況ということで、それぞれ取引件数、届出件数等記載のとおりとなっております。

33 ページ目をおめぐりいただきまして、4として景観条例に基づく協議状況ということで、開発事業が2件、屋外広告物2件、それぞれ申請があったというような状況であります。

次に上下水道課の関係であります。1として市外地区配水管破損事故についてということで、6月7日、記載のとおりとなっております。有島地区の国道5号線沿いで漏水箇所の発見ということで、被害状況は記載のとおりとなっております。断水の影響を受けた世帯は5件で、1件に給水ポリタンクでの水の配布を行ったところでございます。

2として市街地区配水管破損事故についてということで、6月30日、本通1町内の町道西北2丁目通の路上での漏水箇所を発見し、対応したということであります。被害状況につきましては、断水の影響を受けた世帯は70件でございまして、18件に給水ポリタンクでの水の配布を行ったというような状況であります。

次34 ページ目、3として里見地区配水管破損事故についてということで、7月11日に発生しております。被害状況につきましては記載のとおりとなっております。断水の影響を受けた世帯は12件、8件に給水ポリタンクの配布を行っているというような状況であります。

4として市街地区配水管破損事故ということで、8月5日に発災、被害状況につきましては2件の断水が発生してはりましたが、住民不在のためそういった面での被害はなかったというような状況であります。

5として近藤地区水道水源の濁りについてということで、8月15日の深夜からかなりの雨で、ニセコ町全体でもかなり被害が出たところでありますが、水道施設の巡回の中で近藤地区の旧配水池での濁りを見つけて、これにあたりましては羊蹄山麓消防組合ニセコ支署並びに倶知安支署の消

防車、の給水タンク車によって、新配水池への補水、水を補う作業を午後5時45分から午前0時過ぎまで継続して行って、何とか配水池の水を確保したという状況でございます。被害状況につきましては記載のとおりでありまして、影響のあった7戸への水の配布を行ったというような状況でございます。近藤地区の皆さんにはこの間、水の使用をお控えいただくということで大変なご協力をいただいたということで、心から感謝を申し上げたいと思います。

次35ページ目でございますが、農業委員会につきましては農業会議が行われたということで記載しております。

その下、消防組合ニセコ支署の関係でございますが、1としてニセコ町少年消防クラブの結成式を5月25日に開催しております。小さいうちから消防あるいは防災の関係について勉強することは大変重要なことと考えておりますので、これにつきましては強化をしていく方向で取組みを進めてまいりたいと考えております。

4として羊蹄山ろく消防組合連合消防演習が7月26日開催されております。これにつきましては感染予防のため来賓を呼ばないということで、簡素に行われているところであります。

次36ページ目でございますが、6として災害出動につきまして捜索あるいは警戒、山岳救助、一般救助等、39ページの上段まで、記載のとおり出動して対応しているというような状況であります。

その下、7としてニセコ救急の出動先別出場の状況について記載のとおりとなっております、コロナの感染状況のこともありますが、前年比較ではかなり増加傾向になっている状況であります。

以下、別表で委託業務等の状況あるいは工事等の状況につきまして、それぞれ進捗状況を記載しておりますので、後ほどご覧賜りますようよろしくお願い申し上げます。

以上で第7回ニセコ町議会定例会にあたっての行政報告とさせていただきます。どうぞよろしくお願いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に、教育長、片岡辰三君。

○教育長（片岡辰三君） それでは、第7回ニセコ町議会定例会、教育行政報告をさせていただきます。令和4年9月8日提出、教育長、片岡辰三。

まず1ページをご覧ください。1、教育委員会の活動ということにつきまして報告をさせていただきます。第5回定例会ということで、7月7日、そこに記載のとおりでございます。議案につきましてはニセコ町社会教育委員の委嘱、ニセコ町学校運営協議会委員の任命等々記載のとおりでございます。次に、8月9日に開催されました第6回臨時会におきまして、報告事項につきましてはニセコ町教育委員会外部評価委員会委員の委嘱、ニセコ高等学校魅力化検討委員会委員の委嘱、高等学校寮検討専門委員会委員の委嘱等、新規事業に向けた委員の委嘱等をさせていただいております。議案につきましてはそれぞれ例年でございますけれども、小学校用・中学校用の教科用図書の選定、小中学校特別支援学級用の教科用図書の採択、高等学校も含めて改めて採択をさせていただいたところでございます。次に9月1日開催の第7回定例会におきましては、協議案として今年度実施されました全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への町の結果の掲載について協議することになってございますので、掲載することによって承認をさせていただきます。報告事項につきましては、ニセコ町休日部活動の地域移行検討協議会委員の委嘱をさせていただき、報告させていただいてご

ざいます。議案につきましては来年度のニセコ町幼児センター園児募集、ニセコ町こども館利用者募集について、審議をし承認させていただいてございます。それから令和3年度ニセコ町教育委員会の活動状況に関する点検・評価について、2ページのほうに記載しておりますが、実際にその会議が事前に開催されまして、そこで委員3名の方に評価いただいております。既に議員の皆様の方にはお手元に報告書を提出してございますので、報告書の最後のほう46・47ページのほうに全体総括表の評価がございまして、後ほど見ていただければというふうに思います。

(3) として第2回後志管内市町村教育委員会教育長会議、7月13日に開催されてございます。例年後志教育局のほうから指示・伝達事項を局長・次長等から説明がございまして。

(4) 管内の各学校における働き方改革推進会議ということで、現在学校職員においていわゆる時間外勤務が多いというようなことで、働き方の改善が求められております。そういう中で特に教頭先生が大変時間を超過しているというような傾向がございまして、教頭への支援を具体的にどうするか、あるいは中学校等では部活動が大変長時間勤務の課題となっているところから、それらの地域移行についての情報提供というようなことがございました。

(5) 第3回後志管内市町村教育委員会教育長会議ということで、この時期はオンラインで開催をされてございます。当面する諸問題についての指示・連絡ということを受けてございます。

同日、教職員の人事がそれぞれ始まることから、来年度に向けた小中学校教職員人事推進会議におきまして、記載のように5年度の当初人事の重点等の説明を受けたところでございます。参加者は教育長ということでございます。

(7) 7月15日に札幌で開催されました北海道市町村立農業高等学校、振興対策協議会役員会におきまして、10月6日の総会、研究協議会の開催に向けての具体的な打合せをしたところでございます。

次に3ページをお開きください。(8) ニセコ町教育委員研修ということで、7月14日、札幌市内の札幌西高等学校と本郷新記念札幌彫刻美術館を視察してきました。札幌西高校につきましては今年度4月にニセコ中学校から3名の生徒が入学したということで、生徒のニーズ等も踏まえ、どのような学校であるかというようなことで情報収集をしたところでございます。本郷新記念札幌彫刻美術館につきましては、有島記念館の寺嶋館長が以前お勤めをしていたところということで鑑賞することができました。

(9) 全道教育委員研修事例発表会、札幌市で開催されまして、講話として「世代別コミュニケーションの在り方」ということで、道の教育委員である青山夕香氏が講演をされました。ニセコ町の研修会でも来ていただいて講師になっているというところでございます。文科省の行政説明、それから遠別町・更別村の事例発表等研修をさせていただきました。

(10) として8月10日、現在ニセコ高校の在り方等を含めて検討する中で、北海道教育庁の教職員課、教育政策課と協議をしております。

次に大きな2としまして学校教育の推進ということで、(1) 学校運営、①の参観日につきましては記載のとおり実施されております。②の旅行的な行事につきましては、修学旅行、ニセコ小学校6年生と近藤小学校6年生と一緒に、今年度は当初予定どおりの日程で函館のほうに行っております。5年生の宿泊研修につきましては記載のとおり開催されてございます。③運動会・校内陸上大会につ

きましても、今年度につきましては感染防止をとりながら開催をしてございます。④中学校各種大会参加の状況ですけれども、後志の中体連の参加状況、そこに期日を書いておりますが、今年度卓球部が活躍をして全道大会のほうに進んでいるということです。たまたま今回卓球の指導者が着任したということと、卓球部の部活動指導員1名をあてて支援しているところでございます。以下、野球部・バドミントン部・バレー部・サッカー部につきましては記載の結果となっております。5ページのほうに陸上部・水泳・通信陸上大会の結果を記載しているところでございます。⑤につきましては、交流・体験、特別学習ということで、町内の補助でご協力をいただいて体験研修をしてございます。それから⑥と⑦につきましては、ALTの退職と着任ということで、ローガンさんが退任しまして、ニコラス・デュバル、カナダ国籍の人が着任をしてございます。

(2) 会議・研修ということで、①町内の校長会議は記載の日程の中で、教育委員会からの所管事項等情報交流を進めてございます。②教頭会議につきましても記載の日程で、教育委員会からの所管事項等の説明をしているところでございます。③から⑥につきましては、後志中地区における教育支援関係の協議会ですとか担当者会議等が記載のとおり開催をされてございます。⑦につきましては、令和4年度第2回公立高等学校配置計画地域別検討協議会が7月22日、オンラインで開催されたところでございます。その結果が決定したというようなことが現在新聞等で報道されているところでございます。

(3) ニセコ高等学校の経営指導につきましては、石狩教育局主幹が来て、6月15日に指導となっております。

(4) につきましては、後志教育局長がニセコ町幼児センターを視察してございます。

次7ページをご覧ください。(5) 後志教育局義務教育指導監による訪問でございます。記載の6月28・29日に各小中学校、教育委員会へ訪問し指導していただいております。

(6) 北海道教育委員会教育長の視察ということで、7月5日、幼児センター・ニセコ中学校・ニセコ高等学校に道の教育長、教育政策課長ほか随行者が来て視察をしてございます。

(7) につきましては、指導主事による教育指導が行われてございます。

(8) につきましては、北海道教育庁の義務教育課長がニセコ中学校に視察に来てございます。

(9) は使用図書の間覧ということで見学でございます。

(10) の①はそれぞれの在籍状況ですけれども、9月1日現在の在籍状況ということで示しております。大きな変化はございません。今年度は昆布小学校に1年生が2名通学しているということで、通学路の安全点検等ニセコ町と蘭越町で協議しながら進めているところでございます。②特別支援教育を要する児童生徒の指導体制につきましては、特に普通学級の指導担当教員ということで町費で支援している特別支援講師、今年度1名増加するとともに、地域おこし協力隊でもそういう特別支援講師というかたちで配置してございます。

(11) 学校保健関係ですけれども、①学校保健安全法に基づく出席停止状況について記載のとおりでございます。②につきましては6月から8月についての臨時休業、学級閉鎖ということで、昨年度の2月3月のような状況ではありませんけれども、記載のとおりなかなかゼロにはならない状況で学級閉鎖を行っております。次9ページ、③教職員の定期健康診断につきましては、バスでやってい

たところを今年度から倶知安厚生病院に適宜受診に行くというような体制で進めてございます。

(12) は地元警察署も含めまして、学校安全ということで「子ども 110 番の家」防犯模擬訓練、7 月 12 日にニセコ小学校体育館において近藤小学校 5 年生とニセコ小学校 5 年生を対象に訓練をしてございます。

(13) ニセコスタイルの教育の実施状況につきましては、コミュニティ・スクール関係の委員会総会として 4 月 13 日に開催し、地域の積極的な支援をいただいているところでございます。

(14) ニセコ高等学校学校関係ということで、筑波大学の留学生との交流事業ということで 7 月 13 日、開催されてございます。留学生 15 名とニセコ高校 2 年生、3 年生が参加してございます。②として募集に向けた活動ということで、近年なかなか定員までいかない状況で、近隣の中学校に積極的に訪問をお願いしたところ、8 月 2 日、4 日、8 日、16 日に後志・石狩・胆振管内等 18 校、それからこれについては、管理職だけでなく新たに先生方自身も当事者意識を持っていただくというようなことで、学校のほうで対応していただいております。それから小樽市内 12 校につきましては 7 月 29、8 月 1 日ということで、教諭 2 名が訪問してございます。10 ページ目のほうにつきましても、石狩管内 8 校については教頭が訪問してございます。中学校説明会ということで、中学校の依頼を受けて記載の学校に教頭・教務長等が出向いて説明会をしております。また、高校として 1 日体験入学を 8 月 19 日、今年度は少しでも早めに意識を持ってもらうというようなことで、ニセコ中学校の 2 年生を対象にしてございます。次の日 8 月 20 日はニセコ町外の中学生ということで、記載の中学生 28 名、保護者 28 名の参加を得てございます。10 月 1 日には第 3 回目を予定してございます。③全国高等学校定時制通信制体育大会の状況ですけれども、柔道が全国大会に出場してございます。⑤日本学校農業クラブ連盟校内技術競技大会等でも結果を出して、全国大会に行く生徒がございます。11 ページをお開きください。⑥ニセコ高校振興の検討ということで、先ほどお話ししましたけれども、ニセコ町立北海道ニセコ高等学校魅力化検討委員会、具体的に動き出してございます。7 月 11 日に第 1 回目を開催し、全体的なこれまでの流れ等含めてご説明して、委員の方から意見をいただいております。そのときに寮についても検討するべきではないかというご意見もありましたので、あわせてニセコ高校の寮についても検討する専門委員会を設置し、7 月 27 日に第 1 回目を開催したところでございます。⑦その検討委員会の意見を受け、先進地の視察ということで記載の学校、教育委員会等に視察に行つてございます。今後 9 月の末には寮についての視察も行う予定でございます。

(15) 給食への異物混入についてでございます。今年度 4 月と 8 月に異物混入がありました。それで学校給食センターのほうで原因を調査したところ、洗浄機のベルトコンベアが古くなって一部剥がれたことが混入の原因だったというようなこともありまして、8 月 10 日と 9 月 5 日とでベルトコンベアの交換を済ませてございます。あと記載の状況でも混入が発生してございます。

12 ページ、(16) 第 3 子以降の給食費の免除ということで記載のとおりでございます。

(17) につきましては 7 月 22 日にニセコ町学校給食センター運営委員会を開催、今回いろいろ異物混入等がありましたので、その場で具体的に丁寧に説明をさせていただいて、ご指導やご理解をいただいたところでございます。

次に大きな 3、子育て支援、幼児教育・保育の推進ということで、(1) 子育て支援・子どもまちづ

くり関係につきましては、①に記載のとおりオンラインでの参加をしてございます。②子ども議会につきましては8月4日、この会場におきまして子ども議員6人、以下役場職員が対応してございます。具体的な対応すべきということはありませんでしたけれども、子どもたちの視点で大変建設的なご意見があり、また要望等もありましたので、可能なものにつきましては町としても対応していくということでございます。次に13ページ、③ファミリーサポートセンター利用の状況です。これにつきましては今年度、新規事業として実施してきたところでございます。少しずつ認知されてきて利用者も増えてきたというような状況です。

(2) 幼児センター関係につきましては、①コロナの中ではありますけれども札幌の円山動物園へ親子バス遠足に行っております。それから7月15日は行き先を変更しましたが登山活動、その他記載の活動にも参加してございます。②フッ化物洗口につきましてはこれまで5歳児がやっておりましたけれども、4歳児でも実施しているところでございます。次に14ページの③入園児童の状況ということで、9月1日現在、幼児センターにつきましては短時間・長時間、計163名在籍ということでございます。④預かり保育の状況ということで、利用状況につきましては8月30日現在で記載のとおりとなっております。

(3) 子育て支援センター関係ということで、子育て支援センター利用状況について記載のとおりでございます。15ページ、②一時保育の利用状況につきましても記載のとおりでございます。③休日保育につきましても表のとおりでございます。④子育て講座等の事業実施の状況につきましては、子育て講座等が「親子で歯磨きレッスン」、あるいは「10歳若返る整体師の健康講座」等、それぞれ開催して記載のような参加状況となっております。

16ページ、(4)の①ニセコ子ども館の利用状況については、定員80名のところ9月1日現在76名となっております。

次に大きな4、社会教育・社会体育の推進でございます。(1)社会教育活動の①につきましては、先ほど町長のほうから報告があったとおりでございます。②につきましては社会教育委員会が7月4日に町民センターで開催され、4年度の社会教育計画、年間スケジュール等が審議されたところでございます。17ページ、③放課後子ども教室、そこに記載のとおり月曜日は町民センターのほうでニセコ小学生を対象に、金曜日は近藤小学校で開催され、内容等については記載のような取り組みをしてございます。④少年体験事業ということで、ニセコみらいラボ、毎週水曜日を基本に開催しているところでございます。それからニセコチャレンジ(子ども自然体験)ということで、ニセコロングウォーク、昨年は羊蹄山麓のサイクリングだったんですけども、交通事情等もあって危険性もあるということで、今年は記載のようなかたちで、途中まで移動しそこから尻別川の河口、蘭越町の港町まで歩いていくというかなり長距離だったんですけども、子どもとしては頑張っていたという報告を受けております。それからイングリッシュサマーキャンプ、今年度初めて開催したところでございます。小学生に申込み募集したら大部分が4年生で埋まってしまったんですけども、初めてということでございます。ニセコスタイルの教育ということでニセコ町としても英語を重視している具体的な取り組みとして、小学生等の小さい子どものうちから英語に親しむということを取り組んでございます。国際交流員、地域おこし協力隊、あるいはニセコ高校生にボランティアとして参加してい

ただきました。それからニセコチャレンジでニセコ山巡りの体験もしてございます。次に 18 ページ、⑤少年交流事業ですけれども、少年洋上セミナーは例年ですと滋賀県高島市、旧マキノ町との交流事業なんですけれども、コロナの関係でその時期にはできないということで、代替事業として江差町の古街道ということで、ニセコ町にはないような町並みですとか建物等があるということで、そちらのほうでそこに記載のとおり日程で実施してございます。⑥青少年芸術鑑賞会ということで「アステリズム・コンサート」、ここ 2 年間コロナ感染のため実施できなかったんですけれども、若干参加者の制限した中で小中高生が久しぶりに芸術に触れるということで、子どもたちにも大変良かったというふうなことで聞いてございます。⑦寿大学につきましてはなかなかですね、感染状況の中で現在のところも再開してないところでございます。⑧文化・図書活動につきましては、有島記念事業としてそこに記載の取り組み、特に有島農地開放 100 年記念事業ということで開催しているものがございます。次に 19 ページでございます。②有島記念館の各種事業ということで星座忌コンサート、ピキニ音楽隊コンサート等、参加数がかなり増えてきてございます。そういった中で各種再開してございます。③入館状況ですけれども、令和 4 年度につきましては行動制限がなかったということで、4 月から 7 月にかけての利用状況が大幅に増加している状況でした。④あそぶっくの状況等につきましても、入館者数、貸出し数が記載のような状況になってございます。⑤あそぶっくの活動状況、4 月から 7 月についてそのような取り組みをしてございます。次に 21 ページ、(3) 社会体育・スポーツ活動、①アスリート訪問事業につきましては、今年度記載のとおり走り幅跳び、高跳び等で専門的な指導を受けてございます。②全町ソフトボール大会、今年度は開催をさせていただきました。9 チーム、131 人の参加を得てございます。成績はそこに記載のとおりでございます。③町民ラジオ体操会、今年度は延べ 1,050 人ということで非常に参加数が増えました。最後に記念品を子どもたちへ渡す予定だったんですけれども、最終日が大雨だったということで、体育館のほうでスタンプ帳と引換えに参加賞みたいなのを渡しているところでございます。④札幌オリンピック・パラリンピック等に係る活動への参加状況でございます。⑤ニセコ町の町長杯小学生バレーボール大会、8 月 21 日に 7 チーム 79 人の参加で開催してございます。最後に⑥ニセコ町水泳プールにつきましては、当初一部循環設備の故障でプール開きが遅れたということで、今週末、土日も含めて最後終了する予定でございます。

以上、第 7 回ニセコ町議会定例会における教育行政報告とさせていただきます。

○議長（猪狩一郎君） この際、議事の都合により 11 時 20 分まで休憩いたします。

休憩 午前 11 時 03 分

再開 午前 11 時 20 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程第 5 請願第 1 号

○議長（猪狩一郎君） 適格請求書等保存方式（「インボイス制度」）導入の見直しを求める意見書採

択についての請願書の件は、会議規則第 91 条の規定に基づき、総務常任委員会に付託します。

◎日程第 6 令和 3 年陳情第 2 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 6、令和 3 年陳情第 2 号 「ニセコ町に放射性物質等を持ちこませない条例の制定」を求める陳情についての件を議題とします。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

「ニセコ町に放射性物質等を持ちこませない条例の制定」を求める陳情特別委員会委員長、青羽雄士君。

○特別委員会委員長（青羽雄士君） それでは報告させていただきます。

昨年 6 月 15 日の第 6 回ニセコ町議会定例会において、本特別委員会に付託されました「ニセコ町に放射性物質等を持ちこませない条例の制定」を求める陳情の件は、同日 10 名の委員出席のもとで委員会を開催し、正副委員長の互選を行った結果、委員長に私青羽が、副委員長に篠原正男君が互選されました。

次に、委員会報告にあるとおり、本年 9 月まで 7 回にわたり委員会を開催し、陳情者からの陳情内容の審査や論点整理を行うとともに、特定放射性廃棄物についての学習も行い、慎重に審議を重ねてきました。その結果、本件については不採択とすべきものとなりました。

ニセコ町議会は 2011 年に「原発からの撤退と自然エネルギーへの転換を求める意見書」を政府に提出し、エネルギー施策に対する考えを示しており、北海道も 2000 年に、「北海道における特別放射性廃棄物に関する条例」を制定し、特定放射性廃棄物の持ち込みは慎重に対処すべきであり、受入れないことを宣言しております。

また、特定放射性廃棄物の最終処分に関する法律では、最終処分場を設定する際に知事や市町村長の意見を聞き、これを十分に尊重しなければならないとされています。現行法令において、地域の意思を無視したかたちで特定放射性廃棄物が持ち込まれることはないと考えます。今後ニセコ町内において具体的な案件が生じたとき、適宜適切なかたちで対処が求められるものです。

なお、特定放射性廃棄物の処分については国民的な課題であり、今後必ず必要となることから透明性の高いかたちでの議論が広く行われることを望みます。

以上、本特別委員会の報告といたします。

○議長（猪狩一郎君） 委員長の報告が終わりました。

本案は議員全員で構成する特別委員会において十分審議が尽くされておりますので、質疑並びに討論を省略したいと思います。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

異議なしと認めます。

これより、令和 3 年陳情第 2 号 「ニセコ町に放射性物質等もちこませない条例の制定」を求める陳情についての件を採決します。

採決は起立によって行います。本件に対する委員長の報告は不採択であります。本件は委員長の報

告のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

起立多数です。

よって、令和3年陳情第2号「ニセコ町に放射性物質等もちこませない条例の制定」を求める陳情については不採択とすることに決しました。

◎日程第7 委員会報告第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第7、委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告について報告を行います。

本件に関し、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長、篠原正男君。

○総務常任委員長(篠原正男君) それでは、令和4年度総務常任委員会所管事務調査の結果を申し上げます。

期日については記載のとおりでございます。

出席委員は総務常任委員会委員の4名でございます。

説明のため出席した者は、総務課長ほか記載のとおりであります。

調査事項につきましては、総務常任委員会の所管する事務についてであります。

調査結果を申し上げます。総務課関係におきましては、①新型コロナウイルス対策など財政出動が増えている状況を踏まえ、中長期的な視点を持って健全財政の維持に努められたいこと。②ニセコ町が取り組む方向性を明確にしながら、デジタル・トランスフォーメーションを積極的に進められたいこと。

町民生活課関係においては、①マイナンバーカードの普及率向上に努められたいこと。

企画環境課関係では、①デマンドバスの予約がとれない実態がある。利用実態を把握して地域交通を多角的に検討し、課題解消を図られたいこと。②地下水の保全に関し関係するデータ等が重要であることから、情報集積のための制度策定などについて検討されたいこと。

町民学習課関係では、①ニセコみらいラボについては学校との情報交換を密にして、事業内容等の充実に努められたいこと。

以上記載のとおりでございます。

なお、当委員会として調査結果の指摘も大切ですが、その指摘をどのように処理されたかなど、調査から指摘、検証のサイクルとして捉えて行うことと今後いたしますので、本年度所管事務調査指摘事項の取扱いについては、それぞれ十分ご留意されるようお願い申し上げます。

これで報告を終わります。

ご審議のほどよろしく願いいたします。

○議長(猪狩一郎君) 常任委員長の報告が終わりました。

これよりただいまの総務常任委員長報告に対する質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

お諮りします。ただいまの総務常任委員長の報告を受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、委員会報告第1号 所管事務調査の結果報告についてはこれを受理し、善処を必要とする関係部分については、町長等に対し善処されるよう要望することに決しました。

◎日程第8 報告第1号

○議長(猪狩一郎君) 日程第8、報告第1号 令和3年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) それでは、本日よりしくお願いいたします。

日程第8、報告第1号 令和3年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてでございます。議案の2ページをご覧くださいと存じます。

報告第1号 令和3年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び第22条第1項の規定により、令和3年度決算に基づくそれぞれの比率について、別紙監査委員の意見をつけて報告する。

令和4年9月8日提出。ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただきたいと思います。本件につきましては、地方財政健全化法に基づき地方公共団体の財政状況を客観的・統一的に表し全体像を把握するため、決算に基づきこれらの財政の健全性に関する指標を算出することとされております。別紙として本文でも述べましたように監査委員の健全化審査意見書をつけておりますので、後ほどこちらについてはご覧いただきたいと思います。2ページの部分でございますが、上段の表に令和3年度決算に基づきまして4つの指標を掲載してございます。1番左側、一般会計に係る実質赤字比率。その隣、特別会計まで含めた連結実質赤字比率。これら2つの比率について赤字が発生していないということから、該当しないことを示す横の棒を記載してございます。続きまして、実質公債費比率については標準財政規模に対する単年度の元利償還金の比率となりますが、令和3年度決算に基づきまして8%となり、昨年度より2ポイント減少しております。比率の減少についてですが、分母となる標準財政規模が前年度に比べて2億5,713万2,000円の増となったことが主な要因でございます。なお実質公債比率は過去3か年の平均を用いておりますが、過去3年の単年度で見ると令和元年度が9.88%、令和2年度が9.25%、令和3年度が5.08%となっております。続きまして一番右側、将来負担比率でございます。こちらは標準財政規模に対する将来的に負担すべき地方債の比率でございます。昨年度より9.1ポイント

減少の 53.4%、こちらが平成 3 年度決算に基づく数字ということでございます。比率の減少についてですが、先ほどご説明した標準財政規模の増に加え、充当可能基金が 2 億 8,049 万円増加し、分母となる将来負担比率が減少したということが主な要因でございます。続きまして、議案の 3 ページの下段にあります資金不足比率でございますけれども、公営企業会計ごとの資金不足比率を示すものですが、資金不足額が発生しておりませんので、全ての比率で該当しないことを示す横棒となっております。なお、ニセコ町令和 3 年度決算に基づく健全化判断比率及び資金不足比率計算表を別冊で配付してございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

報告第 1 号に関する説明は以上でございます。よろしくご審議をお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより報告第 1 号 令和 3 年度ニセコ町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についての件の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

これにて報告済みといたします。

◎日程第 9 認定第 1 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 9、認定第 1 号 令和 3 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） 日程第 9、認定第 1 号 令和 3 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定でございます。議案の 4 ページをお開きいただきたいと存じます。

認定第 1 号 令和 3 年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定について。地方自治法第 233 条第 3 項の規定により、下記令和 3 年度ニセコ町歳入歳出決算を別紙監査委員の意見をつけて議会の認定に付する。記、1 令和 3 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算、2 令和 3 年度ニセコ町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算、3 令和 3 年度ニセコ町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算、4 令和 3 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算、5 令和 3 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計歳入歳出決算、6 令和 3 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算。

令和 4 年 9 月 8 日提出、ニセコ町長、片山健也。

議案の別紙といたしまして 6 点の資料をつけてございます。ご確認いただければと思います。まず、横長の令和 3 年度ニセコ町決算関係書類、この分厚い書類が一つ。それから今年度添付を新たにいたしました令和 3 年度決算で決算額が予算に対し著しく増減額が生じた科目についての説明書、これが今年からつけているものでございます。それから縦の令和 3 年度における主要な施策の成果についてという書類、それから横長の令和 3 年度ニセコ町決算概要、それから 2 枚ものの令和 3 年度

特定目的基金の運用状況報告書。これらのものを資料として添付をしているということでございます。

まずはちょっと資料の訂正、お詫びをさせていただきたいと存じます。このニセコ町の決算関係書類でございます。これの1ページ、印刷の設定の誤りで題名とページ数の文字のフォントが小さく印刷されてございます。本来もっと大きいフォントが適正でございます。同じくこの冊子の241ページ、こちらにつきましても同じくフォントが小さくなっているということでございます。以後、各会計ごとに同じところがフォントの小さな印刷となっております、見づらくなってございます。資料閲覧の際にはご不便をおかけいたしますことをお詫び申し上げます。大変失礼をいたしました。

それでは、決算概要についてご説明を申し上げます。まず、「主要な施策の成果について」、こちらを使ってご説明申し上げたいと思います。3ページをお開きいただきたいと存じます。決算の概要でございますけれども、令和3年度の一般会計の決算は役場新庁舎・防災センター整備事業の終了で、歳入歳出ともに前年度を下回る決算となっております。地方債の残高では前年度比1億30万円減の85億3,168万円。それから、基金残高は一般会計で前年度比2億4,702万円増の15億1,110万円となりました。3ページの表をはさんで下段の文章でございますが、令和3年度は主に近藤小学校校舎棟の増築工事、公営住宅長寿命化の更新工事、新庁舎の備品購入などを行っているというところでございます。また、国営緊急農地再編整備事業については7年目の着手ということで進めているという状況でございます。4ページの表となります。事業の進捗や予算措置の時期などから、住民税非課税世帯等臨時特別給付金事業をはじめ、全8事業の合計1億7,322万円につきまして、令和4年度に繰越をして実施をするという状況になっているということでございます。それから5ページをお開きいただきたいと存じます。上の表、決算状況をご覧ください。令和3年度の歳入合計は58億8,551万1,000円。その下、歳出合計は56億9,737万9,000円となりました。まず歳入ですけれども、表の下部分から記載しておりますが、前年度に比べて13億7,292万円減額となりました。これは役場庁舎・防災センター整備の事業の終了ということが主な要因です。4行目の主要財源であります地方交付税については、普通交付税が2億7,424万円の増、特別交付税が9,520万円の増となった影響によりまして、前年度比3億6,944万円の増額となりました。令和3年度の交付税算定では、基準財政需要額が過去最高値、基準財政収入額が過去2番目の数値となりまして、税収の75%相当は普通交付税で減額算定となりますが、残りの25%相当は町の留保財源確保につながっているということでございます。その下の町債は大型公共事業の完了に伴い、前年度比13億8,155万円の減額となります。一般会計の地方債残高も前年度比で1億6,023万円の減額となりました。その下、公債費、起債の償還費用のことでございますが、平成18年度をピークに減少傾向にありましたが令和2年度で下げ止まり、令和3年度に猶予特例債の一括償還により一旦増額をいたしました。役場新庁舎の元利償還が始まる令和7年度までは、横這い傾向が続く見込みということでみております。決算の状況を示す指標のうち、実質収支は1億8,459万円の黒字となりました。実質3年度収支は1,523万円の黒字となっております。財政の弾力性や硬直性を示す経常収支比率でございますが、普通交付税が増額したことから5.7ポイント減をして、経常収支比率は83.6%と好転しております。6ページをご覧ください。財政状況を示す指標の状況について、先ほどご報告をしたとおり、実質公債比率、

将来負担比率を示す掲載をしてございます。6 ページの下のグラフでございまして、こちらは財政状況を示す指標の推移が載っております。このような推移をしているということでございまして、ご覧いただきたいと思っております。今後も財政構造の弾力性や公債費と基金確保のバランスに留意してまいりたいと存じます。次に決算データにつきましては一般会計は7 ページ以降、特別会計は10 ページ以降に掲載してございまして、後ほどご覧いただきたいと存じます。それから同じくこの冊子の15 ページ以降、重点施策の概要が記載されてございまして、60 ページ以降については施策の相殺ということで個別の事業実績が載っております。こちらでも後ほどご覧いただきたいと存じます。

続きまして、A4 横の「ニセコ町決算関係書類」についてご説明をいたします。なお、今年度から先ほど申し上げた参考資料として「決算額が予算に対し著しく増減額が生じた科目についての説明書」を添付をいたしました。こちらは歳出について決算の関係書類と同じページ立てで、不用額などの理由を記載している資料でございまして、このため、例年後ろのほうの事項別明細の歳出の部分についても説明をしておりましたが、省略をさせていただきます。

それでは「ニセコ町決算関係書類」の説明でございまして、まず1 ページから6 ページにかけては令和3 年度ニセコ町一般会計歳入歳出決算書を記載してございまして、7 ページをご覧いただきたいと存じます。一般会計の歳入歳出の差引き残高が1 億8,813 万2,259 円でございます。うち基金繰入金はなしとなっております。それから8 ページから241 ページにかけては歳入歳出決算の事項別の明細ということでございまして、別冊のほうをご覧いただき、こちらは省略させていただきます。一般会計は以上でございまして、

続きまして243 ページでございまして、こちらは令和3 年度国民健康保険事業特別会計でございます。244 ページから245 ページが決算書、246 ページは歳入歳出の差引き残高81 万3,013 円ということで、国民健康保険基金からの繰入れはなしということでございまして、以下、247 ページからの決算の明細については省略させていただきます。

続きまして257 ページ、令和3 年度後期高齢者医療特別会計です。258 ページ、259 ページが決算書となります。260 ページ、歳入歳出の差引きの残高5 万1,300 円となっております。以下、261 ページからの決算の明細については省略でございます。

続きまして269 ページ、令和3 年度簡易水道事業特別会計でございまして、他の会計と同じページ立てということでございまして、272 ページをご覧いただきたいと思っております。歳入歳出の差引き残高が55 万2,065 円となっております。以下は省略をさせていただきます。

続きまして287 ページ、公共下水道事業特別会計でございまして、先ほどからの説明にならしまして、290 ページが差引き残高ということで52 万7,833 円。となっております。

続きまして305 ページでございまして、農業集落排水特別会計でございまして、308 ページでございまして、歳入歳出の差引き残高10 万8,544 円。このような決算の結果となっております。

続きまして316 ページにお進みいただきたいと存じます。財産に関する調書でございまして、こちらを説明させていただきます。土地及び建物が(1) の表、それから山林が(2) の表ということで、現在持っている土地・建物、山林の面積等を記載しておるものでございまして、令和3 年度における土地の変動は主なものとして、字絹丘の新幹線用地の売却による売却による減、それから字桂台の土地

の寄附、これは原野でございますが、この寄附や字ニセコの町道藤山北通敷地の無償譲渡などによりまして増ということと土地が増えております。年度中の増減として合わせて6万4,461㎡、(1)の表の一番下の左から3列目の数字、決算年度中の増減というところですが、最終的には6万4,461㎡、これ道路を含むということとでございますが、土地の面積が増加しているということとでございます。また、建物の変動についてはこの表の右から2列目の一番下をご覧くださいと思いますが、近藤小学校の増築や字富士見の住宅の寄附などによりまして、建物の延べ面積は419.68㎡の増加という結果となっております。それから317ページ、有価証券及び出資金等の現在高、318ページから320ページにかけて物品関係の掲載をしてございます。これらについては後ほどご覧くださいと存じます。続きまして321ページ、債権関係の記載ということとでございますが3つございます。産業振興資金貸付金については、年度中に返済のありました592万4,000円を受けて、決算年度末現在高が1,134万2,000円という結果になってございます。なお、現在貸付け中の件数については合計で3件ということになってございます。その下、中小企業特別融資預託金につきましては、新型コロナウイルスの影響による融資制度の活用により1件500万円の融資を行っておりまして、これにより年度末残高は500万円ということとでございます。それから一番下、貸付金として通称ニセコミライ街区整備の資金として、株式会社ニセコまちに対し1億円の貸付けを令和3年度は行ったということでその数字が載ってございます。最後に322ページでございます。基金関係の起債でございますが、特に増減が大きな基金を中心にご説明をいたします。なお若干の金額増については利子収入ということとでございますので、こちらご理解のほどをいただきたいと存じます。また、一番右側の備考欄でございますけれども、この金額につきましては3月31日以降の出納整理期間において積立てや取崩しがあったものでございまして、その左側の欄にあります決済年度末現在高や決済年度中増減高には含まれませんということと、こちらご理解願いたいと存じます。まず左欄の3段目、地域福祉基金、こちらについては安定的な福祉施策の推進、それから福祉施設などの健全な運営を図るための財源として、3,500万円を積立てたということとでございます。その下、公共施設整備基金については将来の公共施設の維持管理や除却を見据えた財源として、1億円積立てとしております。下から3段目の減債基金につきましては、猶予特例債の償還財源として3,810万円の取崩しをいたしました。償還臨時財政対策債の償還財源として3,350万円、それから役場新庁舎防災センターの今後の償還財源として5,150万円、計8,500万円の積立てをいたしました。その下、社会福祉事業基金につきましては、指定寄附を受けた170万円についても積立てておるということとでございます。右の列に移りまして、一番上の産業振興基金については、先ほどご説明を申し上げましたとおり、年度中の返済や貸付利子などにより、現金及び貸付金が増減したということとでございます。その下、ふるさとづくり基金については、お受けした寄附金額合計4,795万円の積立てを行いました。また、3,355万円の取崩しを行い、子育て環境の整備や寄附金返礼事務のほか、各種事業への充当財源としております。その下、庁舎建設基金につきましては、新庁舎建設に伴う備品購入の財源として3,620万円を取崩しましたが、消防庁舎建設やそれに伴う備品購入の財源として7,000万円を積立てたということになってございます。その下、国営緊急農地再編整備事業基金では後年の負担金返還に向けまして1,000万円を積立てたということとでございます。その下、森林環境譲与制基金については森林環境譲与税交付額

から林業振興事業に一部充当した残額、504万9,000円を積立てたとなっております。国民健康保険基金については1,620万円を新規に積立てしております。最後、北海道市町村備荒資金組合積立金については道内全市町村が災害に備えるために積立てを行っておりまして、令和3年度は8,000万円の積立てを行ったほか、本町積立て分に対し利息分141万7,000円を加えた合計8,141万円を増額として積立てしておくということでございます。以上で決算認定に関する説明を終わります。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。本件については議長と監査委員である浜本和彦議員を除く議員8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することにしたいと思っております。

これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（猪狩一郎君） ご異議なしと認めます。

よって、認定第1号 令和3年度ニセコ町各会計歳入歳出決算認定についての件は、8名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これに付託の上審査することに決しました。

この際、議事の都合により、午後1時まで休憩いたします。

休憩 午後12時00分

再開 午後13時00分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

◎日程10 承認第1号から日程第12 承認第3号

○議長（猪狩一郎君） これより日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件から、日程第12、承認第3号 専決処分した事件の承認について（令和4年度ニセコ町一般会計補正予算）の件までの3件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長（山本契太君） このたびの専決は7月26日、8月8日、8月23日の3回にわたり、それぞれの日付で行った専決処分について順次説明をしております。

まず日程第10、承認第1号 専決処分した事件の承認について。まず7月26日の分ということでございます。

承認第1号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和4年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

1枚おめくりいただきまして、こちらが先ほど申し上げた1件目になりますが、令和4年7月26

日付の専決処分書でございます。

おめくりいただきまして、読み上げます。

令和4年ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ70万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億2,084万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年7月26日、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きいただき、「第1表 歳入歳出予算補正」の歳入が6ページ、歳出を7ページに載せてございます。

8ページは歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入、9ページは今回の補正額が記載されておりますが70万3,000円ということございまして、この財源については全て一般財源ということになります。

それでは歳出からご説明をいたします。11ページでございます。10款7項3目給食センター費、10節の修繕料70万3,000円。こちらは別にご用意をいたしました補足資料の1ページにその箇所の写真が載っております。学校給食センター内で使用している食器・食缶・トレイ洗浄機に設置しているプラスチック製のベルトコンベアが劣化により剥がれ、写真の中央上の写真でございますが、その破片が給食への異物混入の原因となったということから、ベルトコンベアの交換、併せて食器・食缶・トレイ洗浄機に設置している仕切り用防水カーテン、写真の中央の下の方の写真ですが、こちらも劣化により交換ということでございます。

続きまして、歳入について10ページをお開きいただきたいと思っております。歳入については、20款1項1目1節の前年度繰越金70万3,000円を活用するというところでございます。発注等の時間の関係から専決をさせていただいたという案件でございます。この専決補正の詳細については、別冊の補正予算資料のNo.1～3にまとめてございます。この内容は専決補正の趣旨、それから専決補正後の各会計の総括、専決補正後の一般会計歳入歳出内訳及び専決補正の枠組みということで整理をさせてもらっているところでございます。後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第1号については以上でございます。

続きまして、日程第11、承認第2号 専決処分した事件の承認について。2件目でございます。それでは同じ議案の13ページをお開きいただきたいと思っております。

承認第2号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第179条第1項の規定に基づき、別紙のとおり令和4年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めます。

令和4年9月4日提出、ニセコ町長、片山健也。

1枚めくっていただきまして、これ2件目ということで、8月8日付で専決処分書となっております。

ます。

また1枚めくっていただきまして17ページ、読み上げます。

令和4年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和4年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ962万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ53億3,047万1,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年8月8日、ニセコ町長、片山健也。

体裁は一緒でございまして、18ページ19ページはご覧いただいたとおり、20ページもご覧いただいたとおり。21ページでございまして、今回の補正の金額につきましては962万8,000円でございます。こちらの財源につきましては国庫支出金が301万円、一般財源が661万8,000円という財源内訳になってございます。

それでは歳出からご説明をいたしますので、25ページをお開きいただきたいと存じます。3款2項1目児童措置費でございますが、昨年度も実施いたしました真に生活に困っている方々への支援措置として、今年度も6月定例会で可決をいただきました低所得の子育て世帯に対する「子育て世帯生活支援特別給付金」について、当初国から示された推計人数プラスニセコ町の予備分として全体で50人分を推計し、補正をさせていただいたところでございますが、6月補正後にシステムの改修を行い、初めて給付判定ということを行ったところ、対象人数が想定を超えて増えたことから、不足分としてさらに50人分を増額するというものでございます。内訳は10節の消耗品で1万円、その下本体である子育て世帯生活支援特別給付金は国が5万円、北海道が1万円合わせて6万円でございますが、この6万円掛ける対象者増加分50人ということで300万円の補正ということでございます。なお、1回目の給付につきましては8月30日に35世帯76人へ給付を実施しておるというところでございます。また、申請が必要な家計急変者などについては、来年2月末までの申請受けということで実施をしているということになってございます。

続きまして、1枚おめくりいただきまして26ページでございます。11款2項1目土木施設災害復旧費でございますが、これは令和4年6月28、29及び7月20日に発生した集中豪雨に伴い、町道などの被災箇所を補修するため、所要額を補正するというものでございます。なお、本災害復旧は災害復旧事業債の基準となる1時間あたりの最大雨量20mm以上の基準を満たすことから、財源として災害復旧事業債、事業費の充当は100%ということでございますが、これを活用する申請を行うということでございます。内訳でございますが、まず12節の町道等災害復旧業務委託料91万2,000円。補足資料で場所の説明を申し上げます。2ページに場所を記載してございます。全町域にまたがった災害があるものですから、ちょっと広い図面といいますか地図でちょっと見づらくて恐縮でございます。被災位置図の1番目の田下通、それから2番目の西山ニセコ連絡線、3番目の近藤7線通、それから次のページ、1番目の真狩川沿線、災害の内容によってちょっとページを変えているものですか

ら申し訳ないんですが、いずれも路盤の洗掘と一部埋まった素掘り側溝の復旧ということで、委託業務の中で実施をするというものでございます。それからその下、14 節の土木施設単独災害復旧工事 557 万 7,000 円については、法面が崩壊した 2 箇所、ルベシベ通、先ほどの補足説明資料 2 ページの 4 番と次の 3 ページの 2 番、清の川の工事費を補正するというものでございます。内訳につきましては、町道ルベシベ通法面災害復旧工事が 66 万円。それから清の川の災害復旧工事が 491 万 7,000 円ということでございます。これが 557 万 7,000 円の内訳ということでございます。その下、15 節の災害復旧原材料費 12 万 9,000 円、こちらはこれら災害箇所の補修に要する雑碎石の費用ということで計上してございます。

続いて 22 ページをお開きいただきたいと思います。歳入については、まず 15 款 2 項 2 目 2 節の子育て世帯生活支援特別給付金事業費の補助金ということで 250 万円。こちらが先ほどご説明をしました 60 人掛ける 50 人分の給付金の専決補正ということで、国庫の補助金でございます。

23 ページ、16 款 2 項 2 目 2 節の 51 万円は同じ子育て事業の道費分ということでございます。

次のページの 24 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 661 万 8,000 円の補正ということで、今回の歳入補正については、国道支出金のほかは現段階では前年度繰越金を充当するというかたちをとっております。

この専決補正の詳細については、別冊の補正予算資料No.2 にもまとめてございますので、後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第 2 号については以上でございます。

続きまして、議案の 27 ページになります。日程第 13、承認第 3 号 専決処分した事件の承認について。これは 8 月 23 日の専決ということでございます。

承認第 3 号 専決処分した事件の承認について。

地方自治法第 179 条第 1 項の規定に基づき、別紙のとおり令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算の専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により報告し承認を求める。

令和 4 年 9 月 8 日提出、ニセコ町長、片山健也。

29 ページでございますが、専決補正の 3 件目、8 月 23 日付の専決ということでございます。

続きまして 31 ページ、令和 4 年度ニセコ町の一般会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 2,502 万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 53 億 5,549 万 1,000 円とする。

2 これは省略させていただきます。

令和 4 年 8 月 23 日提出、ニセコ町長、片山健也。

32 ページ、33 ページ、34 ページはご覧いただいたとおりということでございます。

それから 35 ページでございますが、この専決補正の合計が 2,512 万円ということで、財源についてはその他財源、財政調整基金ということでございますが 2,500 万円、それから一般財源が 2 万円ということで予算を組んでいるところでございます。

それでは歳出からご説明をしますので、38 ページをご覧くださいと存じます。8 月 16 日に発生した集中豪雨に伴い、町道や作業路などの被災箇所を補修するための経費の補正というものでございます。なお、雨量は 24 時間あたり 115 mm となりまして、災害復旧事業債の基準となる 24 時間あたり 80 mm 以上の基準を満たすことから、今後財源として災害復旧事業債の申請を行う予定でございます。

まず 11 款 1 項 2 目林業施設災害復旧費、13 節の農作業機械借上料 14 万 1,000 円。こちらについては先ほどからご覧いただいております補足資料の 4 ページ、全部で 21 か所あるわけですが、一番下の A のところが今ご説明申し上げている農作業機械借上料 14 万 1,000 円の場所でございます。集中豪雨により被災した峠第 2 地区作業路復旧に係る機材及び搬送車両の借上料を補正するものでございます。内訳はブルドーザー借上げ 8 万 8,000 円、重機運搬 2 万円の 2 回分ということでございます。

その下、2 項 1 目土木施設災害復旧費でございますが、これは路面の洗掘、それから側溝の埋塞、埋まるということでございますが、側溝の埋塞や法面の崩壊など、道路に関する全部で 21 か所の災害ということでございます。まず 12 節の町道等災害復旧業務委託料 1,231 万 9,000 円。補足資料の 4 ページをご覧くださいと思います。被災地図の一番上、1 番のニセコ登山道路、それから 4 番を除いて順次 19 番の西山ニセコ連絡線まで、この被災場所で主に路盤洗掘と一部に側溝埋塞で復旧するための委託という内容でございます。その下、14 節の土木施設単独災害復旧工事 1,133 万円につきましては、法面崩壊した 2 か所、西山尾ノ上連絡線、補足資料の 4 ページの図の真ん中あたり、丸が 3 つ並んでるところの 4 番と、富川名無川通、図の 20 番、これも法面の崩壊ということでございます。それから路盤流出及び舗装陥没となった 1 か所、第二温泉藻岩連絡線、図面の 21 番の 3 つの工事を補正するというものでございます。それぞれの簡単な内訳でございますが、町道西山尾ノ上連絡線の法面工事については 660 万円。町道富川名無川通の法面崩壊については 385 万円。それから町道第二温泉藻岩連絡線の歩道陥没等については 88 万円となっております。その下、15 節の災害復旧原材料費 123 万円は、これら被災箇所の補修に要する雑採石の費用ということで計上してございます。

続いて歳入について、お戻りいただきまして 36 ページでございます。歳入についてはまず、19 款 1 項 1 目 1 節財政調整基金繰入金 2,500 万円を充当いたします。

それから 37 ページ、20 款 1 項 1 目 1 節前年度繰越金 2 万円ということで補正をさせていただいております。

この専決補正の詳細は別冊の補正予算資料 No.3 にまとめてございますので、こちらでも後ほどご覧いただきたいと存じます。

承認第 3 号については以上でございます。

1 号から 3 号につきましてご審議のほどよろしくお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

これより、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 1 点だけお伺いしたいんですが、給食センターの中には様々な機械類がございまして、1 年間通して安心安全な学校給食を提供するために、施設設備の点検等がやっぱり行われていると思います。今回残念ながら破損した機械類について、どのような保守点検がなされていたかお伺いをいたします。

○議長（猪狩一郎君） 三橋センター長。

○学校給食センター長（三橋公一君） はい、篠原議員の質問にお答えいたします。給食センターにあります食洗機の日常の管理につきましては、年 2 回メーカーさんのほうにお願いしまして洗浄の作業を行っております。年 2 回の作業につきましては、夏休みと冬休みにそれぞれ行っております。その洗浄の中でメンテナンスを一緒に行わせていただいております。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1 番（篠原正男君） 年 2 回点検はされているということですが、今回破損し、異物が混入してしまったということは、通常の点検の中で防ぎ得ないものなんのでしょうか。もしそうだとすれば、今後どのような対応をとられると考えておられるかお伺いします。

○議長（猪狩一郎君） 三橋センター長。

○学校給食センター長（三橋公一君） 今回の洗浄機のベルトコンベアにつきましては、点検の中で欠けるかもしれないとわかっていた部分がありまして、令和 4 年度、今年度の当初予算でベルトコンベアの交換の費用をみておりました。それにつきましては、今回補正予算をかけさせていただいたベルトコンベアの部分とまた別の部分のコンベアになっておりまして、当初予算でみさせていただいた部分につきましては、補足資料の 1 ページの写真のほうで説明させていただきたいんですが、ベルトコンベアの上と下の部分がございます。当初予算で交換をみていた部分がこの下のコンベアになります。今回追加の補正予算のほうで専決処分いただいたのが、こちらの上のベルトコンベアになります。こちらのほうにつきましては年 2 回の清掃は行ってはいるのですが、実はコンベアの前回の交換を平成 27 年度に一度行っております。それから 5、6 年経過しています。その中で今回のプラスチックの欠けた破損が混入してしまったというようなものですから、もう少し短いスパンできちんと点検をした上で、交換をもう少し早めの時期に行っていきたいと考えております。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件については討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

よって、承認第 1 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算）の件は承認することに決しました。

これより、承認第 2 号 専決処分した事件の承認について（令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算）の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子議員） 困窮している子育て世帯の特別給付金の支給のことなんですけれども、最初推定人数の予算を補正したところが足りなかったということなんですけれども、かなり人数が大幅に違うように思うんですけれども、その辺のところ、なぜ大きく違いが出てきたのか、その後のコロナ禍が長引く中で家庭生活も難しくなったとか、収入がなくなったとか変化してきたこともあるかと思うんですけれども。先ほどの説明では 8 月 30 日現在、困っている方は 35 世帯、76 人ということですか。これからまた来年の 2 月まで申請を受けるということなので、追加補正したわけなんですけれども、これからどれだけ増えるかわからないんですけれども、その辺りのところをちょっともう一度説明していただきたいと思えますけれども。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 6 月定例会のときに補正させていただきました積算としては、国のほうから第 1 回目の内示額というのが来ておりまして、これが 37 名分でございます。そこで我々としては 13 名の上乗せをして、50 名ということで、6 月定例会に補正をしたというのがまず当初の部分でございます。システム改修もこの 6 月定例会のときに補正予算で上げさせてもらいまして、実際に非課税世帯をシステム、機械により判定したところ、66 名の方が既にこの非課税として該当になるということがわかりました。さらに未申告という部分で 14 名、あわせて 80 名の方が該当になるかなということと、我々のほうで情報を持っていない高校生のみ世帯も見込みで 6 人ぐらいはいるということで、6 月補正の 50 人と合わせまして 86 人が予定されるということです。さらに家計急変分を予備ということで 14 名分みて、今回総計合わせて 100 人分の足りない分 50 人分を補正させていただきたいということでございます。なおプッシュ型で今回支出させていただく方につきましては、8 月 30 日に 76 名分について既に支出、支払いのほうを行っているというような状況でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子議員） もう一度ちょっと伺いたいですけど、なぜ、国のほうからまず 37 人分というふうな指定をしてきたのか、それに対してニセコ町としてはさらに上乗せして 50 名分を補正したということなんですけれども、国はなぜそういう人数を指定してきてるのか、その辺を伺いたいです。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 国の推計に関する具体的な積算内容については知らされておきませんので、国の全国推計などを用いたものでニセコ町の内示額、全ての自治体の内示額を出してございますので、国の持っているデータで出されてきたのかなというところでございます。なので具体的になぜ 37 名なのかというのは、我々は承知していないところでございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5 番（斉藤うめ子議員） そうしますと、これは今度また補正して 50 人分としてるんですけども、これはもう全て国から間違いなく補助されるわけですか。足りなかった、また、今その倍になった分は国から補助されるわけですか。要するに 50 名で足りなかったので、また 50 人分の補正をしたんですけども、結果的には。推定で 86 名はそれに該当するんじゃないかっていうことなんですけれども、補正した部分は当然国から金額が全部助成されるというふうに考えてよろしいんでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 変更申請というかたちで国に申請いたします。変更申請しますので、国から全額支給されるかと思えます。なお道費の分については道費での変更申請をしますので、道費から交付されると想定されます。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） 今の件についてです。私は厚労省のホームページからこの支給要件について確認させていただいたところ、2 種類あって一つは児童扶養手当受給者、これは申請が必要ありません。もう一つは住民税の均等割が非課税の対象で、これは申請がありますというふうに読み取ったんですが、それで間違いがないかどうか。それから、先ほどこれから 2 月末までに申請を受け付けるということなんですけど、この対象者の方たち、申請が必要な対象者に対する周知の仕方について、どうしているか、2 点お尋ねしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 厚労省のほうで示している内容につきましてはそのとおりと。いわゆる非課税世帯についてはプッシュ型で町から支給できるということで、今回そのプッシュ型で 8 月 30 日に 76 名分の支出をしているというところでございます。それと申請が必要な方についての周知の方法でございますけれども、基本的に先ほど申し上げた高校生のみ世帯、また、今年の 1 月 2 日以降にニセコ町へ転入された高校生以下の子どもがいる世帯については、税情報が全くニセコ町にはないので、その方々につきましてはホームページ、それから広報、ラジオニセコでのお知らせになるかなど。個別に郵送での周知っていうのはなかなか難しいのかなというふうに考えておりますので、そのようなかたちでの周知を行っていきなというふうに思っております。

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8 番（高木直良君） これは物理的にできるかどうかの問題なんですけど、状況を把握された場合はできるだけ個別通知をやったほうが、せつかくの制度なので活用していただけるんじゃないかと思えます。できる範囲でご検討いただければということで、よろしくお願ひしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） 窓口に来られたときなど、うちとしてもできる限りの周知をしていきたいなというふうに思っておりますので、よろしくお願ひいたします。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第2号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

これより承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

質疑なしと認めます。

これをもって質疑を終了します。

本件についても討論を省略します。

お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、承認第3号 専決処分した事件の承認について(令和4年度ニセコ町一般会計補正予算)の件は承認することに決しました。

◎日程第13 議案第1号から日程第20 議案第8号

○議長(猪狩一郎君) これより、日程第13、議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件から、日程第20、議案第8号 令和4年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件までの8件を一括議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) 日程第13、議案第1号からということによろしく申し上げます。

議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についてでございます。議案の6ページをお開きいただきたいと存じます。

議案第1号 ニセコ町教育委員会教育長の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の教育長に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町[]。氏名、片岡辰三、[]生まれ。

令和4年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案におきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育長は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するという事となっておりますことから、今回の提案をするものでございます。なお、教育長の任期は今年9月30日までということで、今後任期は3年間ということに

なります。片岡さんの略歴につきましては7ページから9ページに記載をしておりますので、ご覧いただきたいと思っております。片岡さんにつきましては人格高潔で、これまで前教育長の残任期間2年間にわたり教育長を務められ、それから教育・学術及び文化に関し見識を有しており、今回2期目の同意を求めるといふものでございます。

議案第1号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第14、議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命についてでございます。議案の10ページをご覧ください。

議案第2号 ニセコ町教育委員会委員の任命について。

下記の者をニセコ町教育委員会の委員に任命したいので、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第2項の規定により、議会の同意を求めます。

記、住所、虻田郡ニセコ町[REDACTED]。氏名、下田伸一、[REDACTED]生まれ。

令和4年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本案につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律に伴い、教育委員会委員は地方公共団体の長が議会の同意を得て任命するということとなっております。現在教育委員会委員を務めておられます下田信一さんの任期が9月30日をもって満了するということから、引き続き下田さんを教育委員会委員に任命することについて、議会の同意を求めるといふものでございます。下田さんは人格高潔で、平成27年4月から教育委員を務め、令和元年10月からは教育長職務代理者として教育委員会を支えていただきました。このほかニセコ消防団・ニセコ商工会に所属されるとともに、ニセコリゾート観光協会の代表取締役として地域の広い分野に人脈を持ち、このことからまちづくりの全般に広く見識を有しているということをもちまして、教育委員会委員として同意を求めるといふものでございます。なお、下田さんの略歴につきましては11ページから12ページに記載してございます。

議案第2号に関する提案理由の説明は以上でございます。

続きまして、日程第15、議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）でございます。議案の14ページになります。

議案第3号 指定管理者の指定について（ニセコ町堆肥センター）。次のとおり指定管理者に指定したいので、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めます。

記、1、指定管理者に管理を行わせる施設、所在、ニセコ町字豊里2番地1 外2筆。名称、ニセコ町堆肥センター。

2、指定管理者に指定する団体、所在地、虻田郡倶知安町字南一条東2丁目5番地2。名称、ようてい農業協同組合、代表者、代表理事組合長、八田米造。

3、指定する期間、令和4年10月1日から令和7年9月30日まで。

令和4年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

このニセコ町堆肥センターにつきましては平成14年12月に開設してから、運営・管理をようてい農業協同組合に業務委託をしております。平成17年10月からはこの組合を指定管理者に指定をいたしまして、今月末をもって第5期めの指定管理が終わるといふ状況でございます。この施設につき

ましてはこれまで大きな事故もなく、老朽部分の修繕を行いながら確実な施設運営と、良質な堆肥の製造販売が行われており、施設の設置目的である完熟かつ良質堆肥の提供を通じ、地域資源循環型のクリーン農業を推進するという機能を果たしております。これらを考慮いたしまして、今後もこれまでと同様に良好な状態で施設の管理運営を続けるため、公募によらず今後3年間について、よい農業協同組合を指定管理者として指定をしたい旨、令和4年8月31日にニセコ町長より、ニセコ町指定管理者選定委員会に諮問を行いました。この委員会の審議の結果、これまで羊蹄農業協同組合は管理運営を良好に行い、施設の設置目的に対して大きな貢献をした実績があるということから、今後も指定管理者として指定することにより、効果的に目的を達成できると考えるとの答申が8月31日にございまして、それに沿って今回この議案を提出するというものでございます。

議案第3号に関する説明は以上でございます。

続きまして、日程第16、議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例ということでございます。16ページでございます。

議案第4号 職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例。職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和4年9月8日提出、ニセコ町長、片山健也。

本条例の提案理由につきまして、19ページ下段をご覧くださいと存じます。提案理由、国において職員の育児休業の取得回数制限の緩和、育児参加のための休暇の対象期間の拡大などの措置が義務づけられることに伴い、国に準じて改正する必要があるため、本条例を提出するというものでございます。このたびの改正は先ほど申し上げました国の改正に準じまして、町の非常勤職員を対象とした育児休業の取得条件の緩和という改正でございます。まず改正の概要でございますが、一つには非常勤職員の育児休業取得に関する改正として、出生の日から57日間以内という育児休業の取得要件について緩和がなされ、休業取得がしやすくなりました。二つ目として、子が1歳となった以降の育児休業の取得の柔軟化といたしまして、子が1歳から1歳6か月に達する日までの期間、または1歳6か月から2歳に達する日までの期間において、これまでと異なり、各期間の途中であっても夫婦交代で育児休業を取得するということが可能となる改正というものでございます。これらの主な改正内容を反映いたしました改正条例案の本文を、議案の17ページから19ページの上段に掲載しております。19ページの中段の附則でございますが、この条例は令和4年10月1日から施行するというようにしております。

最後にこのページの一番下、この条例改正に関する町民参加の状況ということでございますけれども、ニセコ町まちづくり基本条例第54条第1項第1号に該当し、町民参加の手続を要しないとしているところでございます。

議案第4号に関する説明は以上でございます。

引き続きまして、日程第17からです。補正予算の関係のご説明をいたしたいと存じます。よろしく申し上げます。

それでは日程第17、議案第5号 令和4年度ニセコ町一般会計補正予算について説明をいたします。

議案第 5 号 令和 4 年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の一般会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 4,565 万 3,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 54 億 114 万 4,000 円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第 1 表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第 2 条 地方債の追加及び変更は、「第 2 表 地方債補正」による。

令和 4 年 9 月 8 日提出、ニセコ町長、片山健也。

次の 2 ページ、3 ページについては記載のとおりでございます。ご覧いただきたいと存じます。4 ページを飛ばしまして、5 ページは記載のとおり。

それから 6 ページをご覧いただきたいと思います。4,565 万 3,000 円が今回の一般会計の補正額でございます。この財源につきましては国道支出金で 1,043 万 5,000 円の増額、それから地方債で 2,450 万円の増額、一般財源では 1,071 万 8,000 円の増額ということで組んでおります。

説明の都合上、11 ページの歳出からご説明を申し上げます。2 款 1 項 1 目 12 節の条例改正等例規整備業務委託料 88 万円。こちらにつきましては、個人情報保護に関する法律が改正され、令和 5 年春から自治体の個人情報保護制度が同法に統合されるということになったため、同法の運用へ移行するために必要となる例規整備等の原案作成の委託を行う経費を補正するというものでございます。なお、これによりニセコ町個人情報保護法施行条例については新たに制定し、現行のニセコ町個人情報保護条例は廃止ということになります。

その下、5 目 10 節の食糧費 2 万円は、当初の見込みよりも視察の対応が多く、来客対応用の食糧費が不足したというための補正でございます。13 節につきましては、ラジオニセコの難聴地域解消のためのアンテナ移設に係る経費ということでございます。まず専用通信回線サービス使用料 9 万 8,000 円につきましては、ラジオ放送は駅前の放送局からヘリポートにあるアンテナまで民間の専用回線サービスを利用していますが、アンテナを移設する月のみ回線使用料が 2 回線分必要となることから、1 か月分の回線使用料を補正するというものでございます。その下、コミュニティ FM 送信所建物借上料 16 万 5,000 円。これにつきましては 4 月臨時会及び 6 月定例会で予算措置をさせていただいているコミュニティ FM 送信所移設、いわゆるアンテナ移設でございますが、これに係り 10 月以降の字東山のグリーンリーフ建物賃貸料を支払うための補正ということでございます。

その下、8 目 14 節の中央倉庫分営繕工事 66 万 7,000 円につきましては、カフェやチャレンジキッチンとして活用してきました旧でんぷん工場の調理室のレンジフードが一般的な家庭レベルの仕様となっており、にょいの関係から今後の多様な飲食業（飲食店）の出店にも対応できるよう、また、倉庫内で飲食とそれ以外の施設利用が共存できるように、レンジフードを業務用に交換するための補正でございます。ちなみに現在は元地域おこし協力隊のスープカレー事業者が入り、月 300 名を超えるにぎわいとなっておりますが、今回の補正は今後の様々なチャレンジキッチンの進出にも対応

するためのものがございます。

その下、12目10節の光熱水費6万2,000円は、旧ヘリポート管理棟における電気代について支出事業が誤っておりまして、それを修正することにより予算が不足するための補正ということでございます。

17目職員給与費、2節の一般職給615万9,000円の減額。

それから次の12ページの中ほど18節の市町村職員福祉協会負担金5,000円の減額まで、4月1日の人事異動に伴う減額補正ということでございます。

その下、23目新型コロナウイルス特別対策費でございますが、以下ご説明する事業はコロナ対策に関わる交付金の追加交付があった場合に、当該交付金の充当する予定の事業でございます。まず、11節のシステム設定手数料77万2,000円については2つの事業があり、1つ目は人事評価システム初期構築手数料、いわゆるシステムの使用ライセンスなどの費用ということでございますが、これが内訳として44万円。ちょっと誤解を招かないようにご説明しますが、77万2,000円の下に書いてある44万円ではありません。今ご説明しているのは77万2,000円の内訳としての44万円です。たまたま同じ数字ですが別物でございます。2つ目は電子契約システム、クラウドサインといいますが、この導入サポート手数料として33万2,000円の補正、合わせて77万2,000円の計上ということでございます。今説明した1つ目の職員の人事評価については、現在は職務目標の設定や進行管理を紙媒体で行っているということから、事務の電子化、効率化のための人事評価システムを導入するというための補正。導入により紙媒体を使用せず、各職員の職務目標設定や人事評価集計が可能となるほか、人事異動時の人事管理事務効率化、それから研修受講履歴の管理なども可能となるというものでございます。2つ目については契約書の電子化ということですが、現在本庁と事業者等との契約は紙による契約書を取り交わすということで行っております。この契約書を電子化することにより事務作業効率化が図られるということから、電子契約システムを導入するためのシステム使用料及び導入サポート費を補正するというものでございます。この2つの事業につきましては、職員同士の接触機会を減らすということで、新型コロナウイルス感染対策の予防も図るということで補正をさせていただきます。その下12節の人事評価システムセットアップ業務委託料44万円。こちらは人事評価方法の詳細を本庁が予定する仕様にセットアップする、その仕様に作り変えるための費用ということでございます。その下18節の北海道自治体情報システム協議会負担金820万3,000円は、現在紙媒体で行っている有給休暇の処理や旅行命令、時間外勤務命令などの庶務について、事務の電子化・電子決裁化を行う庶務管理システムの導入経費を補正するというものでございます。これにより事務の効率化、紙資源の削減を見込みます。なお、システム構築に時間がかかることから、本稼働は令和5年度夏頃を予定しているということでございます。経費の内訳でございますが、この820万3,000円の経費の内訳は庶務管理システム導入費が799万2,000円。それから庶務管理システムデータセンターサーバー使用料が21万1,000円。なお、稼働は令和5年度予定ということですが、システム構築のために今年度からサーバー使用料が発生するというので補正をするものでございます。

○議長（猪狩一郎君） 説明を中止してください。

この際、議事の都合により、2時15分まで休憩いたします。

休憩 午後 2 時 00 分

再開 午後 2 時 13 分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

説明を続けてください。

○副町長（山本契太君） それでは 13 ページからとなります。よろしくお願ひします。

13 ページ、3 款 1 項 1 目 22 節の補助金等返還金 158 万 5,000 円。こちらは令和 3 年度障害者医療費国庫負担金及び道費負担金の精算に係る返還ということでございます。その下、2 目 12 節ニセコ町介護保険サービス推進体制最適化検討業務委託料 229 万 6,000 円。当該委託業務については当初で既に予算計上しているものでございます。このたびニセコ福社会の財政状況分析と収支の改善を検討するにあたり、経営課題等をより明らかにするため、町内のサービス需要や保険者機能の現状把握、予定より広く把握をさせていただくということで、それらの必要が生じたため、これらに係る増額費用分について補正をするというものでございます。

続きまして 14 ページ、4 款 1 項 1 目 27 節の簡易水道事業特別会計繰出金 1,331 万 9,000 円。こちらは簡易水道事業特別会計繰入金の増額に伴い、一般会計繰出金を増額するというものです。4 月の人事異動に伴う人件費の増、それから漏水事故の多発及び漏水調査により判明した漏水箇所修理に伴う工事請負費の増、福井地区配水地の流量計が故障し更新するための工事請負費等の増加ということでございます。

その下、2 目予防費でございますが、ここでは国が新型コロナワクチンの接種について、初回接種、1 回、2 回の接種を終了した全ての住民に対し、オミクロン株対応の新型コロナワクチン接種を実施することになりまして、これに対応する接種体制を構築するための費用ということで補正をいたします。まず 1 節の会計年度任用職員報酬 76 万 1,000 円は、業務に従事する看護資格のある短期間職員の採用費用ということでございます。雇用期間は 10 月から来年の 3 月までという予定でございます。10 節の印刷製本費 6 万 6,000 円は接種のお知らせ用封筒の印刷。11 節の新型コロナワクチン接種請求事務取扱手数料 33 万 9,000 円は、住所地以外の接種に係る費用請求について国保連合会に委託するというための費用でございます。12 節の新型コロナワクチン接種業務委託料 882 万 9,000 円。これについては接種にかかる医療機関への委託となります。内訳は接種実施者 1 人当たり 2,277 円。これの 3,200 人の接種を見込んでおります。また、診療時間外接種の 1 人当たり加算 803 円について、1,900 人程度を見込んでいるという内容になってございます。その下、廃棄物処理委託料 7 万 2,000 円は廃棄物の処理としての計上でございます。公共施設・駐車場等交通整理業務委託料 18 万 2,000 円は、ニセコ医院周辺の交通誘導経費ということでございます。13 節の複写機使用料 5 万 9,000 円は接種に関する通知等のコピーの費用ということです。コロナ関連は以上でございます。

続いて、7 目 8 節の特別旅費 72 万 7,000 円は、環境先進都市ドイツのフライブルクなど省エネ建築や持続可能なまちづくりの先進事例を学ぶため、ドイツで行われる合同視察の参加費用を補正するというものでございます。具体的にはフライブルク市の都市計画、それから公共施設におけるプラスエネルギーの導入、プラスエネルギーというのは再生可能エネルギーによる電力供給量が消費量

を上回るということになるそうですが、そのプラスエネルギーの導入、それから省エネ建築、地域熱供給などを視察をしてみたいです。環境モデル都市SDGs未来都市を標榜し、気候危機宣言とともに脱炭素社会を目指す本町にとって大変重要な視察と位置づけております。これに2名分、7日間の旅費計上ということにしております。日程は11月1日から7日を現在予定しているということでございます。その下、この先進事例を学ぶための各種研修会参加負担金として2名分84万円を併せて補正するものでございます。

15 ページ、2 目 14 節一般廃棄物最終処分場修繕工事 24 万 7,000 円は、最終処分場外壁について雪害により破損した箇所を補強するための経費ということで補正するものでございます。

16 ページ、6 款 1 項 3 目 18 節の新規作物及び新栽培技術導入チャレンジ事業補助 227 万 2,000 円は、来年度から新規作物としてサツマイモの生産に取り組む農業者団体に対し、初期費用として特に負担の大きい農業機械の導入に対し支援を行うことで、初期負担の軽減、それから取組拡大を図るということを目的とするものでございます。なお、導入予定の機械につきましては受注生産となることから、年内に発注しないと来年度雪解け後の農作業に間に合わないため、今回補正をさせていただくということでございます。

その下、6 目 27 節の農業集落排水事業特別会計繰出金 267 万 4,000 円。蘭越町が主体となって行っている昆布地区農業集落排水事業の経費増について補正し、繰出金として本町の特別会計に支出するというものです。

その下、11 目 14 節の堆肥センター修繕工事 25 万 3,000 円は、本年度行った堆肥センターの漏水調査により散水栓が老化により腐食し破損していたことから、これの交換にかかる経費ということで補正します。

その下 2 項 1 目 林業振興費は、策定した森林ビジョンを実現する新規林業経営会社設立にあたり、先行事例を聴取するため講師謝礼、視察旅費、それらに関する事業費等を補正するというものです。まず 7 節の講師謝礼 44 万円は、林業関連先行事例を学ぶまちづくり町民講座講師の謝礼 2 回分ということです。18 節の特別旅費 26 万 1,000 円は先進地視察として岐阜県飛騨市 3 泊 4 日、島根県飯南町 2 泊 3 日、1 人分の旅費ということです。10 節需用費全体で 8 万 9,000 円は森林関連の新聞 2 誌の購読料、町民講座等の消耗品、視察先土産購入費、視察先レンタカーの燃料費、講演会講師の会食代で 8 万 9,000 円ということでございます。それから 11 節手数料 2 万 2,000 円は、町民講座等告知用新聞折込料ということです。17 ページ、13 節は今説明した視察研修に関する高速道路使用料 2,000 円、自動車借上料 3 万 2,000 円の計上。

その下、2 目 10 節の普通旅費 44 万 4,000 円は、町有林桂台地区の林業作業路専用道路開設に向けた用地買収交渉のため、札幌 5 回、神奈川 2 回の旅費をみているというものでございます。10 節消耗品 3 万円は用地交渉時のお土産代ということでございます。

18 ページ、7 款 1 項 2 目 10 節修繕料 70 万円。ニセコビュープラザに設置している自動ドア、女子トイレ・男子トイレ・情報プラザ棟トイレ棟側の入り口でありますが、これについて毎年メーカーによる保守点検を実施しておりますが、その点検が動力作動部の経年劣化により異音や干渉が確認され、装置交換が推奨されているということから修繕費用を補正するものです。なお、引き続きコロ

ナ禍でトイレ入口等のドアは非接触での開閉がより求められるところがございます。ニセコビュープラザは現在再整備に向けた検討を進めている施設ではあるものの、現在使用している自動ドア機器については、早期の装置交換が必要と判断をいたしまして、今回の補正をさせていただきたいというところがございます。

その下、3目8節普通旅費24万8,000円は、多様化する消費者トラブルに対応するため、このほど商工観光課に広域で設置している消費生活相談員等の研修参加費用について、消費者行政強化事業補助金に追加申請していたところ交付の決定となったことから、当該経費を補正するというものです。なお、本件に係る補助金の率は2分の1ですが、残りの役場負担分に対しその8割が後に新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金に算入措置される予定となっているところがございます。18節の各種研修会参加負担金6,000円はただいまの研修に係る参加です。

19ページ、8款1項1目18節の無電柱化シンポジウム開催地負担金10万円。こちらについては当該シンポジウム開催にあたり、開催地ニセコ町と倶知安町でございますが、負担金が必要なため補正をいたします。

その下、6款1目27節の公共下水道事業特別会計繰出金918万8,000円。公共下水道事業特別会計繰入金を増額に伴い、一般会計繰出金を増額するというもので、4月1日の人事異動に伴う人件費の増ということでございます。

続きまして20ページ、10款4項1目10節印刷製本費17万6,000円。こちらは2019年から続くニセコ高校の定員割れ、定員はちなみに40名でございますが、定員割対策として、これまで後志管内の中学3年生のみに配付していた学校案内及び高校の魅力を記載したクリアファイルを中学2年生に対しても送付するための増額補正ということでございます。中学生の進路選択は2年生から始まるため、その段階からニセコ高校の認知度を高め、応募者を増やす取り組みとして実施いたします。11節通信運搬費3万1,000円はこれらの郵送費でございます。

5項1目1節の会計年度任用職員報酬24万4,000円については、1歳児担当補助保育士の報酬について、当初フルタイムで任用を予定していたため総務費において予算計上していましたが、パートタイムでの任用に変更したため幼児センター費において予算措置するための増額補正となります。17節の一般備品4万円は、幼児センター施設管理用掃除機が経年劣化により故障したということで、新たに購入するための補正ということでございます。

7項4目10節修繕料17万9,000円につきましては、体育館真空式温水ボイラーの点検時に判明した不具合箇所の修繕でございます。真空が不良になると温度が上昇しなくなるため、各種弁の交換や温度ヒューズの交換を実施するというものでございます。

続いて歳入について7ページにお戻りいただきたいと思っております。7ページ、15款1項3目1節の新型コロナウイルスワクチン接種対策国庫負担金882万9,000円は、医療機関に接種業務を委託する費用の国庫負担金でございます。率としては10分の10でございます。

その下、2項3目1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金147万9,000円は、接種体制の確保に要する事務経費等の国庫補助でございます。これも補助率10分の10でございます。

続きまして8ページ、16款2項5目1節の消費者行政活性化事業補助金12万7,000円は、先ほど

ご説明しました消費生活相談員等の研修参加費用について補助金の追加交付となったことによる補正でございます。

9 ページ、20 款 1 項 1 目 2 節前年度繰越金 1,071 万 8,000 円は、前年度繰越金を活用し歳入歳出の均衡を図るということで計上しております。これにより留保財源は 2,269 万 6,000 円となるということでございます。

10 ページ、22 款 1 項 1 目 1 節コミュニティFM送信設備改良事業債 2,440 万円。これは 4 月 20 日の臨時会、6 月 10 日の定例会で補正予算措置をしていただきました送信施設移設に係る実施設計及び改良工事について、緊急防災・減災事業債を充当できる見込みとなったことから補正をするものでございます。なお、起債の申請額については 2,440 万円のうち、2,250 万円を起債一次にて申請し、不足分の 190 万円は起債二次に申請を行う予定でございます。

その下、7 目 1 節の過疎地域持続的発展特別事業債 10 万円は、起債申請していた過疎対策事業債のソフト分の借入れにおいて、現計予算に対し 10 万円が増額配当の見込みとなったことから、歳入において増額補正をするものでございます。

4 ページにお戻りいただきたいと思えます。第 2 表 地方債補正です。まず追加として、新たにコミュニティFM送信施設改良事業として限度額 2,440 万円の借入れを行います。利率等は記載のとおりでございます。なお、当該起債は緊急防災・減災事業債でございます。次にその下、変更ですが過疎地域持続的発展特別事業、いわゆる過疎対策事業債ですが、これについて先ほどご説明したとおり 10 万円の増額配当となることから、限度額を 10 万円増加して 3,910 万円に変更するというところでございます。他の変更はございません。

続きまして 21 ページに進んでいただきまして、地方債の現在高の見込みに関する調書でございますが、上段中ほどの当該年度中起債見込額の 2、一般単独事業債について今回補正した 2,400 万円、緊急防災・減災事業債、FM改良でございますが、この 2,400 万円を追加し 1 億 8,610 万円となったということでございます。それから 7、過疎対策事業債に 10 万円を追加したため、1 億 2,420 万円となったところの 2 つが変更でございます。

議案第 5 号の説明は以上でございます。

続きまして、特別会計でございます。23 ページでございます。 日程第 18、議案第 6 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算についてでございます。

議案第 6 号 令和 4 年度ニセコ町簡易水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の簡易水道事業特別会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 1,331 万 9,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 5 億 5,431 万 9,000 円とする。

第 2 項については記載のとおりでございます。

令和 4 年 9 月 8 日提出、ニセコ町長、片山健也。

24 ページ、25 ページ、26 ページは記載のとおりでございます。

27 ページをご覧いただきたいと思えます。今回の補正額は 1,331 万 9,000 円、全て一般財源とい

うこととでございます。

それでは 28 ページの歳入からでございますが、3 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金として 1,331 万 9,000 円の歳入補正でございます。

続きまして 29 ページから歳出でございますが、1 款 1 項 1 目 3 節の 2 行目、時間外勤務手当 60 万円は、上下水道課以外の職員も対応する漏水事故が多発しているということにより、予算不足が見込まれるための補正ということとでございます。この時間外勤務手当以外につきまして、2 節の一般職給 158 万 7,000 円から、このページの一番下の 18 節市町村職員福祉協会負担金 1,000 円までにつきましては、4 月の人事異動に伴う給与等の予算不足に伴う補正というものでございます。

続きまして 30 ページ、2 款 1 項 1 目 14 節水道施設緊急補修工事 600 万円。これは漏水事故の多発により、8 月時点で工事請負費の予算執行率が 98.5%となったため、今後予算不足が生じるおそれがあること、また、市外地区漏水調査により判明した漏水箇所の修理を行うための補正ということとでございます。内訳は漏水事故対応工事費 450 万円、市外地区漏水修繕工事 150 万円でございます。

それから 31 ページ、3 款 1 項 1 目 14 節配水流量計取替工事 350 万円。福井地区配水地の流量計が故障しており、計測は漏水状況の確認に欠かすことができないことから、更新する必要があるための補正ということとでございます。

議案第 6 号の説明は以上でございます。

続きまして 33 ページ、日程第 19、議案第 7 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算でございます。

議案第 7 号 令和 4 年度ニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算。

令和 4 年度のニセコ町公共下水道事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 918 万 8,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 2 億 4,718 万 8,000 円とする。

第 2 項は記載のとおりでございます。

令和 4 年 9 月 8 日提出、ニセコ町長、片山健也。

34 ページ、35 ページ、36 ページは記載のとおりでございます。

37 ページをご覧いただきたいと思っております。今回の補正については 918 万 8,000 円。財源は一般財源ということとです。

それでは 38 ページの歳入でございますが、4 款 1 項 1 目 1 節一般会計繰入金として 818 万 8,000 円を補正いたします。

39 ページの歳出でございますが、1 款 1 項 1 目一般職給 457 万 2,000 円から一番下の 18 節市町村職員福祉協会負担金 4,000 円まで、先ほど同様 4 月の人事異動に伴う給与等の予算不足に伴う補正でございます。

議案第 7 号の説明は以上でございます。

続きまして、日程第 20、議案第 8 号 令和 4 年度ニセコ町農業集落排水特別会計補正予算についてでございます。

議案第 8 号 令和 4 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算。

令和 4 年度ニセコ町の農業集落排水事業特別会計補正予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第 1 条 既定の歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ 267 万 4,000 円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ 1,427 万 4,000 円とする。

第 2 項は記載のとおりでございます。

令和 4 年 9 月 8 日提出、ニセコ町長、片山健也。

42、43、44 ページは記載のとおりでございます。

45 ページ、今回の補正額 267 万 4,000 円。財源の内訳は全て一般財源ということで記載をしてございます。

46 ページ、まず歳入からでございますが、先ほど同様 267 万 4,000 円の一般会計の繰入金として補正をしているところでございます。

47 ページ、歳出でございます。2 款 1 項 1 目 18 節昆布地区農業集落排水事業負担金 267 万 4,000 円。蘭越町が主体となって行っている昆布地区農業集落排水事業ですが、処理場施設修繕料の増額及び機能強化事業、下水道事業でいうところのストックマネジメント事業ということになりますが、この機能強化事業の診断結果においてマンホールポンプ所の汚水流量計の更新が必要となったことと、昨今の資材費などの高騰により工事費が増額となり蘭越町への負担金が増額となるための補正ということでございます。

議案第 8 号の説明は以上でございます。

最後に、別にご用意いたしました補正予算資料No.4 でございますが、先ほどご説明した補正予算の内容について改めて記載をしてございますので、後ほどご確認をいただきたいと存じます。

これにて、議案第 5 号から第 8 号までの説明ということを含めて終了いたします。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。議事の都合により、議案第 1 号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件から、議案第 8 号 令和 4 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件までの 8 件は質疑、討論、採決を 9 月 15 日に行うことにしたいと思います。

これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって、議案第 1 号 ニセコ町教育委員会教育長の任命についての件から、議案第 8 号 令和 4 年度ニセコ町農業集落排水事業特別会計補正予算の件までの 8 件は質疑、討論、採決を 9 月 15 日に行うことに決しました。

◎日程第 21 発議第 4 号から日程第 22 発議第 5 号

○議長（猪狩一郎君） 日程第 21、発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見

書案の件から、日程第 22、発議第 5 号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案の件までの 2 件を一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

木下裕三君。

○2 番（木下裕三君） 日程第 21、発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案について。提案理由を読み上げ、説明にかえさせていただきます。

本町の社会資本整備を取り巻く環境は、激甚化・頻発化する地球温暖化に伴う異常気象による自然災害や、今後一斉に更新期を迎える橋梁など道路施設や水道管等公共施設の老朽化など、様々な課題を抱えています。加えて、豪雪地帯である本町においては、除排雪の体制確保など冬季間の住民の安全・安心を図ることが必要です。

しかし、地方財政が依然として厳しい状況にあります。今後は国と地方の適切な役割分担のもと、平常時・災害時を問わない社会資本整備等維持管理の充実・強化に必要な予算を安定的かつ継続的に確保することが重要であるため、本意見書案を提出するものです。

よろしくご審議のほどお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 次に斉藤うめ子君。

○5 番（斉藤うめ子君） 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案。意見書の趣旨を読み上げさせていただきます。

加齢により聴力が低下する高齢者の難聴発生率は非常に高くなっています。加齢性難聴は日常的な生活の質を落とす大きな原因として、コミュニケーションの機会が減ることにより、社会的に孤立し、脳の機能が低下し認知症発症のリスクが高まり、うつ病の発症にもつながります。要介護状態に至るリスクも高いことが指摘されています。

補聴器は高額で保険が適用されないため、全額自己負担に加え、公的支援制度が不十分で、購入者にとっては重い負担になっています。

加齢により聞こえにくくなった高齢者が補聴器を装用することで、コミュニケーションの問題が軽減され、心身とも健やかに過ごすことで、認知症の予防、健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながります。

国においては、加齢性難聴者への補聴器の積極的な装用を促すため、補聴器購入に全国統一の公的支援制度を創設するよう強く要望します。

裏に詳しく書いてありますので、ぜひお読みになってください。皆様の慎重なるご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

お諮りします。発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、産業建設常任委員会に付託することにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第 4 号 国土強靱化に資する社会資本整備等に関する意見書案は、産業建設常任

委員会に付託することに決しました。

次に発議第 5 号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

したがって、発議第 5 号 加齢性難聴者の補聴器購入への公的支援を求める意見書案は、総務常任委員会に付託することに決しました。

◎休会の議決

○議長（猪狩一郎君） お諮りします。議事の都合により、9月9日から9月14日までの8日間休会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

ご異議なしと認めます。

よって9月9日から9月14日までの6日間休会することに決しました。

◎散会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

本日はこれにて散会します。

なお、9月15日の議事日程は当日配付します。

本日は御苦労さまでした。

散会 午後2時45分

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

議 長 猪狩 一郎（原本自署）

署 名 議 員 高木 直良（原本自署）

署 名 議 員 青羽 雄士（原本自署）